



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 『ポリツァイブレッター』と『官房通信』：ライン同盟公法論における行政(法)専門誌の役割                                       |
| Author(s)        | 松本, 尚子; MATSUMOTO, Naoko                                                          |
| Description      | 論説                                                                                |
| Citation         | 北大法学論集, 50(1), 1-48                                                               |
| Issue Date       | 1999-05                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/27948">https://hdl.handle.net/2115/27948</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 50(1)_P1-48.pdf                                                                   |



論  
説

『ポリティアイブレッター』と『官房通信』

——ライン同盟公法論における行政（法）専門誌の役割

松  
本  
尚  
子

目 次

- 一 出発点
- 二 研究史
  - 1 ライン同盟史
  - 2 雑誌出版史
- 三 ライン同盟公法論

- 1 世紀末と神聖ローマ帝国解体の帰結
- 2 ライン同盟期の討論フォーラム
- 四 行政(法) 専門誌とポリツァイ概念論争
  - 1 ハルトレーベンの『ポリツァイブレッター』(一八〇二—一八三〇年)
  - 2 ハールの『官房通信』(一八〇六—一八一五年)
- 五 まとめ

## 一 出発点

本論における分析の射程は、ドイツ近代公法学の誕生における雑誌のメディアとしての役割である。歴史概念としての「近代」は一般に、「封建制」「身分制社会」から「市民社会」への脱皮、団体的法観念から「個人主義」「自由主義」への移行、「国家」という装置の絶対化、つまりその公的機関としての権力集中などのメルクマールを内包している。また、これにからむドイツ的要素として啓蒙絶対主義、ロマン主義、革命の代わりの「上からの改革」、職業官吏層の成立があげられる。こうした文脈の中で、公権概念を発明した近代公法学はいかに誕生したのか。その際に行政(法)雑誌が学問史に果たした役割はいかなるものか。ジャーナリズム発展史との関係はいかに。とくに神聖ローマ帝国崩壊後のドイツ激動の時代は、学問的著作のみで公法論の動向をカバーすることはできない。単行本では決して追いつけない速度で国制論議がなされるなか、雑誌のメディアとしての台頭が重なるからである。

ということを考え始めたそもその動機は、ドイツ近世・近代公法史における「ポリツァイ」をめぐる議論である。この概念は、近代国家成立とともに初めて治安維持機関の意味に狭められた。これが「警察」という邦訳にあたるのだ

が、そもそもポリツァイが古代ギリシャのポリス（都市国家）やポリティア概念に由来し、近世においても広く統治術（学問を含む）や内治状態をさしていたことは、ドイツ行政法史学の説いて久しいところである。<sup>(1)</sup>しかし、このポリツァイ概念の保安機能への縮小がカント哲学やプロイセン一般ラント法規定によって説明しきれるような、国家論の「自由主義化」現象と一概に言えないところにポリツァイ概念史研究の古くて新しい問題意識があり、以前からこの点が著者の興味を大いにそそってきた。<sup>(2)</sup>さて、このポリツァイ論争が一八〇七年から一八一一年頃（特に一八〇八年）をピークとする<sup>(3)</sup>こと、それも単行本のみならず雑誌記事・論文の形で多く語られていることが近年の研究により分かってきた。この記事や論文を載せた主な雑誌が『ポリツァイブレッター』と『官房通信』である。そこで、これらの雑誌が公法学的論争においていかなる位置にあったのかという、新たな疑問が浮かび上がってきた。

なぜ雑誌なのか？なぜライン同盟なのか？フランス革命がフンボルトやファイヒテ、そしてヘーゲルのごときドイツの青年を興奮させ、ナポレオンが革命理念の完成者もしくは崩壊者として華々しく登場し、その彼によって神聖ローマ帝国が解消した時代。ナポレオンの圧力のために言論活動が制限されたと一般にいわれるライン同盟時代。ライン同盟人となった旧帝国民は、戦時体制下の日本の文壇のように体制支持派に飲みこまれたか、もしくは無難で抽象的な論題によって言論弾圧の刃から逃れようとしたのか。しかし、時代についても素材についても、すべてはまだ五里霧中の状態である。まずいかなる切り口をもって本稿に臨むべきか、研究史を手がかりに考えてみなければなるまい。

## 二 研究史

### 1 ライン同盟史

ナポレオンの皇帝戴冠式からわずか二年後、神聖ローマ帝国は千年以上にわたる歴史の幕を閉じた。近代の幕開けにもあたる十九世紀初頭、この帝国解体直後の時代はドイツ史学においてどのような位置づけにあるのだろうか。手短に言えば、従来それは二重の意味で、良かれ悪しかれ「ドイツ独自の」道を強調する史学界の発展史的視点から外されていた。それはすなわち、一方でナポレオン戦に敗退したプロイセンの雌伏の時代とされ、一方で西南・中ドイツ諸邦のライン同盟結成によるフランス・イデオロギー蹂躪の時代と見なされたのである。帝弟ジェロームを冠したヴェストファーレン王国のライン同盟編入や同盟諸国のフランスへの軍事援助義務などから、ライン同盟はナショナルな歴史叙述の対象としては決して好まれなかった。ナポレオン帝政が崩壊した一八一四年、さつそく当時のドイツ人はライン同盟を「似非共和国」と嘲ったが、こうした否定的評価が歴史研究にも長く尾を引いたのである。とりわけ国制史・法制史分野の通史叙述において、ライン同盟はほとんど未開拓といえる。この傾向はミッターリス、フーバー、ハルトウルク、またフーバーに多くを依拠するメンガーなどの通史を見れば明らかである。しかしその一方で（一般）歴史学では、七十年代からフェーレンバッハ、ベルディングを先駆とするライン同盟史の意欲的研究が次々に世に問われている。特にフェーレンバッハは、フランス革命およびその後のフランス国政・法制改革の最も大きな影響を受けた地域（併合されたライン左岸は除く）としてライン同盟に注目し、その継受の深度や経路、受け皿や限界などをつぶさに分析した。<sup>(9)</sup>ベルディングはナポレオンの傀儡政権と片付けられていたヴェストファーレン王国国制の分析に始めて根本的に取り組み、当時はライン同盟のモデル国と言われたこの人造国家における諸改革の実態を探った。

こうしたライン同盟研究の蓄積を土台に、法制史の視点からもさまざまな興味深い研究テーマが設定できると思われる。そしてそれは、なかならず法継受史の視点によるところが大きい。というのも、フランスの進軍は単なる政治的・軍事的抑圧に終わったわけではなく、法制度および法思想に雪崩のごとき継受現象を引き起こしたからである。農奴開

放による所有権実態の<sup>(10)</sup>変化、ツンフト解散、自治制度の抜本改革そしてとりわけ領主裁判所の廃止は——領邦により実施程度の差はあり、またウィーン体制によって旧来の制度が復活した例も有るが——すべてフランスの影響抜きには語れない出来事であった。コード・シヴィル（ナポレオン民法典）の導入いかんは各同盟国の為政者および官僚によって徹底的に討議され、フォイエルバッハは真剣にフランス刑法典を範とした刑法をバイエルンに導入しようと試みた。<sup>(11)</sup>更に一八一四年のサヴィニー対ティボーの有名な法典論争も、こうしてライン同盟時代に培われたフランス法思想および立法政策との葛藤が土台にあつて初めて成立したといえる。法文化継受現象は法史学の一つの大きなテーマであるが、こうした事実を鑑みれば、ドイツにおける法継受がローマ法継受に終わったわけではないことが再認識されよう。仮に日本の明治維新に匹敵する近代法継受期をドイツ史に探すとすれば、それはこのライン同盟期を置いて他にはない。もちろんフランス法の影響という点では、直接フランスに併合されたライン河左岸、つまり体制復古後にプロイセンに併合されたラインラントを抜きにしては語れないし、<sup>(12)</sup>近年では特に民法、治安行政および地方自治、裁判実務など様々な領域にわたって精力的な研究が行われている。しかし他方でライン同盟については、まがりなりにも同盟が政治上の独立を保ち、従つてそこにまがりなりにも自立した法継受の過程を辿ることができる点が貴重なのである。

## 2 雑誌出版史

<sup>(13)</sup>こと雑誌出版の研究については、実際に近代ジャーナリズムの実験場でありつづけたイギリスが充実しているようである。イギリスの雑誌出版は十七世紀半ばに始まり、当初は時の出版先進国フランスの影響が色濃かったという。それが十八世紀になると、報道・歴史・哲学・文芸など雑多な記事を詰め込んだ「総合雑誌」のスタイルが成功、一方で諷

刺家デフォアの『時評』（一七〇四年創刊）を嚆矢とする政治・文芸批評中心のスタイル——「論文雑誌」と呼ばれる——も発展し、イギリス独自のジャーナリズムを開拓するに至る。その後も「論文雑誌」では日刊にして四千部を売った『スペクテイター』（一七二一年創刊）、「総合雑誌」では地方市場の開拓や（当時まだ違法だった）国会議事報告収載で成功した『紳士マガジン』（一七三一年創刊）が言論界を活気づけ、その他にも婦人誌、各種専門誌、書評誌などのジャンルが開拓され、大衆市場へ向けて多様化が進んでいく。<sup>(14)</sup> 定期刊行物の発展にはまた、読者と作り手の活発な交流が背景にあった。紅茶が大英帝国の茶の間に君臨する前の話ではあるが、ロンドンのいたる街角に見られたコーヒーハウスではこうした新聞や雑誌がテーブルに置かれ、記事を読み上げる客やそれを肴に議論に嵩じる客、ネタを探しに来る記者や文芸評論家などごったがえしていたという。<sup>(15)</sup> 報道の代名詞ともいえる『ザ・タイムズ』（最初の新聞ではない、念のため）第一号が一七八五年に発行された時、イギリスには既にこのように厚い蓄積があったのである。ところが一方、グーテンベルク活版印刷術発祥の地ドイツでは、帝国内の分裂状態のためか地方誌レベルを超える雑誌はなかなか現れなかった。十八世紀ドイツによく見られた雑誌は『インテリゲンツ・ブレッター』と呼ばれる領邦および地方の倫理的啓蒙情報誌であり、<sup>(16)</sup> イギリス型ジャーナリズムは十八世紀末まで開花しなかったようである。

ところで、雑誌出版史研究はただ著名な雑誌の列挙にとどまるのではなく、独自の角度から新たな方法論を發展させてきた。とりわけハーバーマスの『公共性の構造転換』で示された問題提起をたたき台に、近代市民社会の情報流通革新による「公的」知的環境変化の実証的研究が試みられている。そこで特徴的なのは、出版に関わるさまざまな立場と要素を重層的に捉えようとする姿勢である。例えば、まず生産・流通を担う出版側について、執筆者から編集者、発行者、販売者に至るまで各々の発展とその相互関係が追求される。編集人作業の産業化に伴って編集人と発行人、すなわち公論機能と経済機能の分業が発生する。<sup>(17)</sup> 流通経路の拡大に伴って市場が拡大すれば出版形態にも変化が現れ、

原稿料や印税だけで食べていけるプロの執筆家も誕生する。ジャーナリズムの職業化と商業化現象である。一方で消費者側の事情も研究対象となる。一般に読書という行為に関しては、六十年代にアナル学派から発展した「書物の社会史」研究に代表される統計学的手法がある。そこでは識字率、就学率、ひいては書籍の購買力が、古文書館に埋もれている一般人の婚姻書類自筆署名や遺産目録の所蔵本リストなどから割り出される。いかなる環境で、いかなる契機で「ふつうの人々」が一冊の本を手取るに至ったのかが問われるのである。例えば読書の場という点では、書籍の個人所有が一般化していない十八世紀では、読書会の存在が無視できない<sup>(19)</sup>。各団体で人気雑誌が年間予約購読され回し読みされて、人々はその記事を対象に議論を戦わせた。最後に、出版の監督者すなわち公権力の事情がある。そこでは検閲や押収という形の敵対的措置のみでなく、ナポレオンがしたような、宣伝もしくは自己正当化のためメディア利用も問題となる。

さて本稿では以上の研究史を踏まえ、冒頭で述べた問題意識を實際に料理するにあたって二つの視点を追求していきたい。第一に、時代性への視点がある。時代によって雑誌出版そのものの社会的意味が大きく異なることは、上述の先行研究が強調してきたところである。幸いにして同時期の雑誌を多角的視点から扱った研究は近年幾つか発表されており<sup>(20)</sup>、コッタを代表とする出版界プロフェッショナル化の萌芽を描く出版社史研究もでてきている<sup>(21)</sup>。とりわけ助かることには、本稿でとりあげる「ポリツァイブレッター」を対象とした博士論文もある<sup>(22)</sup>。これらの先行研究を手がかりに、特にライン同盟時代の政治および国家学雑誌の政治的・社会的立場を明らかにしたい。ナポレオンによる言論統制がライン同盟期のドイツ出版界の発展を大きく阻害したと一般にいわれ、有名な例としてナポレオンを批判した出版者バルムの処刑がよく挙げられるが、それについては検閲の実態や雑誌記事の政治批判度を吟味してみるべきであろう。また一

方で、各々の執筆者が宿していたフランス革命の影響も、時代の特徴として考慮せねばならない。フランス革命を見に行ったドイツ人のなかには、『ミネルヴァ』の編集人アルヒエンホルツや雑誌発行人の草分けコッタのように、後に雑誌界をリードした人物も見られ、ドイツにおけるフランス文献のドイツ語訳公刊は一八〇〇年前後にピークを迎えている。<sup>(23)</sup> ライン同盟期は、ドイツにとっては「革命」という対岸の火事が——大きく変形したとは言え——ナポレオンという実体をもって飛び火した時代である。当時のポリツアイ（＝行政）雑誌においてフランスがいかなる形で消化されているかは、本稿における分析の一つの大きな焦点となる。

第二に法制史の視点から、法学雑誌のさまざまな分野別発展の比較分析という切り口がある。既に一八〇〇年前後には、刑法学者の立法論議が炸裂したクラインとクラインシュロートの『刑法論叢』<sup>(24)</sup>、法史学的内容を含むフーゴの『民法学マガジン』<sup>(25)</sup>、帝国公法論者ヘバーリンの『国家論叢』<sup>(26)</sup>などがあり、その他に法学専門の書評誌まで刊行されていた。<sup>(27)</sup> 一方で国家学雑誌のような学際的雑誌も多々あり、判例・立法雑誌という実務ジャンルも存在する。ポリツアイ関係雑誌の内容を調査するにあたり、これらのさまざまな法学分野雑誌や学際的雑誌との比較を意識することは肝要である。こうした比較によって、各誌に共通する特殊時代的な比重の置き方を探ることもできよう。もちろん上述のごとき社会統計学的調査は時間的・労力的に個人規模では無理であるが、先行研究を土台に法学雑誌のジャンルとしての重要性や政治的位置等を分析することは可能である。購読層の限定には限界があるが、雑誌の担い手についてなら調査も比較的やさしい。こうした作業は、雑誌もしくは誌上論文の社会的位置を客観的に評価するために是非とも必要である。その上で論文記事の内容を分析し、同時代の「便覧」や「教科書」「解説」などの学術書の傾向と比較することもできる。<sup>(28)</sup>

そこで本稿の実際の手順としては、まずライン同盟時代の公法論の特徴と背景を具体化する。旧帝国の論壇に比べて

帝国解体後の公法・国家学に関する論壇はどのように変化したのか、いかなる特色を持ち、いかなる土壤でどんなメディアを使い、何を最も論争的なテーマとし、誰によって論議されたのか。次に、実際に今回の研究対象となる二つの行政（ポリツァイ）関連誌を取り上げ、前述のライン同盟公法論全体の雰囲気にあつて、これらの雑誌がいかなる展開を見せたのか分析する。論争の内容と担い手もしくはその土壤と方向性において個々の、あるいは共通の展開はあるか。その際に具体的な比較分析の素材として、冒頭に述べたポリツァイ論議の動向を両誌で追っていく。

### 三 ライン同盟公法論

#### 1 世紀末と神聖ローマ帝国解体の帰結

「政治論争の沸騰」結論から始めると、ライン同盟期の公法論は旧帝国公法論に比べてその政治色の濃さに顕著な差違が現れている。具体的な現象については後述するとして、まずそこに至る道行きを省察してみようと思う。帝国解体以前の二八〇年前後の公法論は、大別して三つの学科によって担われていた。すなわち、カントによる新自然法論の席捲を受けた哲学（自然法論）、アダム・スミスの洗礼を受けた領邦絶対主義的官房学（ポリツァイ学・経済学）、そしてようやく保守的ラテン語執筆から抜け出した法学（帝国公法学）である。帝国公法論の一変形としてベルクの『ドイツポリツァイ法便覧』が世に出たのもこの頃であつた。さてこれら三者には、帝国公法学が封建的等族諸身分制の実定法枠に限定され、自然法論が実定法には囚われないが現実味に欠け、そして官房学が——現実味は十分あるが——政治学として機能するには御用学的色彩が強すぎ、と三者三様の欠点があつたが、それにも増して一つの大きな共通点が

あった。それは赤裸々な政治色の欠如であり、それぞれの代弁する政治的利害が隠蔽され、明言されずじまいだったことである。<sup>(29)</sup>ところがライン同盟とともに、三者の拮抗にも変化が現れる。まず帝国崩壊の当然の帰結として帝国公法学が存在意義を失う。クリューバー、ゲンナー、ベルクといった帝国公法論者達は、文壇に新実定法<sup>II</sup>ライン同盟規約を引っさげて再登場することになる。一方哲学者にとってライン同盟結成は、形而上学的国家論が流行らない実務重視の改革時代の到来を意味した。他方、官房学実務は大政変の中でも健在だったが、行政改革をめぐって政治的意見を迫られる。ライン同盟公法論が成立した時にはこのような情勢があった。こうして帝国公法論とは異なり、ライン同盟の論客はこれまで自粛してきた政治的領分にいわば強制的に踏み込まざるをえなくなるのである。Publicistというドイツ語が「公法論者」の枠を出て政治ジャーナリストとしての意味を持ち始めるのは、おそらくこの頃のことである。

『ライン同盟公法論のメディア』八年という短い存続期間に鑑みれば、ライン同盟期における公法論関係の単行本の数は意外に多い。クリューバーの『ライン同盟国法』、ブラウアーの『ライン同盟諸国一般国法への諸提言』、ベルクの『ライン同盟規約解説』、ベールの『公法的観点からのライン同盟の体系的叙述』、ゲンナーの『ドイツ国制変革』、ツインテルの『ライン同盟国法草案』、ツァハリエの『ライン同盟諸国の公法』<sup>(30)</sup>は同盟結成直後の数年内に出版されており、新時代の幕開けに臨んでの公法論者達の意気込みを感じさせる。とはいえ、単行本で時事的問題をいち早く取り上げ議論するには時間的限界があった。ましてライン同盟初期の激動ぶりを思えば、この時代の論壇において定期刊行物が重要な役割を果たしたことは想像に難くない。実際、この短期間に幾多の雑誌がライン同盟公法論の柱として機能した。『政治ジャーナル』『ライン同盟』『ミネルヴァ』『ゲルマニア』『ヨーロッパ年鑑』<sup>(31)</sup>などがその典型であり、また書評雑誌である『イエーナ一般文芸新聞』『ハレ一般文芸新聞』なども活躍している。それぞれ政治色が異なるにせよ、これらの雑誌において法学、経済、そしてとくに政治的テーマが、ライン同盟の枠組みの中で領邦諸国の枠を超えて議論さ

れた。例えばナポレオン法典の導入、同盟諸国の主権概念、官吏の権利、ツンフト廃止、ユダヤ人解放など。

『ジャーナリズムの台頭と検閲』ドイツ最初の政治雑誌といわれるシュレッツァーの『国家広報』が一七七〇年代に初めて発行されたことを思えば、<sup>(32)</sup>これらの雑誌はその業界自体の歴史が浅かった。執筆者にも若い世代が多く、フランス革命を青年期もしくは少年期に体験した世代が多数を占めている。『政治ジャーナル』『ミネルヴァ』『ヨーロッパ年鑑』『時代』を研究したフラツケルヴァイスは、一七八九年の時点で三〇歳以下だった執筆者の割合を『政治ジャーナル』で六八・七％、『ミネルヴァ』で七八・七三％、『ヨーロッパ年鑑』で八七・五二％と割り出している。面白いことに、四誌のなかで最も保守的といわれる『政治ジャーナル』の年齢層がひととき高い。<sup>(33)</sup>一方、出版側の事情も早くも変わりつつあった。フラツケルヴァイスは、当時のジャーナリズムの発展が既に商業化の様相を呈していたと主張する。編集人が雑誌の内容や運営の決定権を握る「編集人雑誌」から、出版元が雑誌の内容方針や運営の決定権を握り、編集人をサラリーで雇う「発行人雑誌」へ移行しつつあったと言うのである。<sup>(34)</sup>より豊かなバラエティと情報力に富んだ執筆陣の確保、そして情報収集や購買ネットワークの拡大は、ますます出版元の辣腕に依拠するようになる。現在でもクレット・コッタ出版社がその名を残しているヨハン・フリードリヒ・コッタはそうした発行人の草分け的存在であり、<sup>(35)</sup>上述の『ヨーロッパ年鑑』や長寿の『アウクスブルク一般新聞』など人気刊行物のほかに、上述の『国家論叢』や本論で扱う『ポリツァイブレッター』も発行していた。これらの出版側とお上の関係は微妙であった。確かにナポレオンによる出版統制はあり、ライン同盟各国も検閲法や行政措置によって規制を敷いたが、<sup>(36)</sup>発行人は各国政府とのコンタクトを保つことによって雑誌を生き長らえさせた。政府にとっても雑誌はよい経済的要素であり、時によい情報提供者でもあった。また一方で、当時の雑誌に未だ見られた身分的排他性も、存外に雑誌存続に役立ったという。というのも、教養市民層を読者に設定したために、各誌は概して検閲の圧力からではなく、みずからの確信からナポレオンの改革路線

に好意的だったからである。少なくとも一八一〇年の時点までは、制定法に書かれた厳しい出版規制は徹底されたわけではなく、実際には十分に包括的報道の余地があったという。<sup>(37)</sup>つまり急進派は文句なくつぶされたが、一定の許容範囲内での政治論争は存在したのである。

## 2 ライン同盟期の討論フォーラム

『官僚の役割』前述のライン同盟公法論に関する学術書はみな、官僚の筆によるものであった。雑誌界においても、官職をもつ執筆者は圧倒的多数を占める。例えばライン同盟公法論において中心的役割を果たした雑誌に『ライン同盟』があるが、これも執筆者・読者の両面から見ても官僚による官僚のための雑誌であった。ちなみにこの雑誌には先に挙げたライン同盟公法論の単行本著者のほとんどが記事を寄せている。<sup>(38)</sup>『政治ジャーナル』、『ミネルヴァ』、『ヨーロッパ年鑑』の執筆者のうち官吏(文官)の割合はそれぞれ六〇%、四八%、六八%であった。<sup>(39)</sup>政党組織のない当時、官僚はいわば「唯一のプロの政治家」<sup>(40)</sup>として、公法論ひいてはポリツァイ概念論争の主役を演じている。ここで留意すべきことは、彼らが決して一部の官吏層から出ているのではなく、実に様々な地位と背景から参加していることである。例えば『ライン同盟』執筆者のなかにはナッサウ改革派首領のアルメンディンゲンやバーデンの行政改革最高責任者ブラウアーといった同盟諸国の最高級官僚もいれば、ゲンナー、ペール、ツァハリエといった法学教授もいる。他方で中堅もしくは地方行政官僚がおり、これが実は雑誌著者陣の中で最も大きなグループを成している。しかし官僚執筆者の多様性は官位や職種に現れるだけではない。その顔ぶれはライン同盟特有の複雑な社会的・政治的状况をも反映している。官吏層という単一性にもかかわらず、またそこに年齢層と「実務的公務と政策学的著作活動への緊密な関連」という共通項

があるにもかかわらず、彼らの間には大きな亀裂が走っていた。それは思想的相違にもよるが、とりわけ帝国崩壊により利益を得た者とそうでない者の差異が歴然としてある。具体的には各領邦の改革官僚が前者であり、他方で旧帝国諸機関に属していた者、例えば帝室裁判所試験または隣接する領邦に併合された旧帝国等族の官吏が後者を体現していた。つまりそれぞれの社会的・政治的立場によって、ライン同盟に対する論者の態度（期待、理想化、失望、憎悪）は微妙に異なっていた。だからこそライン同盟当初は、絶対君主権確保による中央集権国家という実地的なプランを描く者、ナポレオンの頭上に革命理念（しかしドイツ的「改革」によって実現される）を夢見る者、既得権や官職を失い同盟に失望した者、ドイツ的「自由」の崩壊を理念的に嘆く者など、官吏それぞれの利害と理念の錯綜状態にあったのである。<sup>(41)</sup>外交政策はさておいても、内政についての議論はこうした諸利害と諸理念の対立関係によってますます沸騰した。

この官吏執筆者相互の政治論争を、さきの「ライン同盟」におけるポリツァイ概念論争への関与を例にして考えてみよう。まず第一に示唆的なのは、当時ポリツァイ論議に関わった著者の名前が「同盟」執筆者としてたびたび登場していることである。そこには帝国末期の論客ベルクやドライスのみならず、ライン同盟時代にポリツァイ論争をにぎわせた論客（ベール、クレマー、エーマン）<sup>(42)</sup>も顔を見せている。第二に、この顔ぶれにもかかわらず、「同盟」誌上にポリツァイ概念そのものに対する抽象的論考が全く現れないことは見逃せない。何故なら、この二つの一見相反する事実から以下の方がよりいっそう明確になるからである。そもそも旧帝国におけるポリツァイ論争は、国家は何を目的に存在すべきかという問いを出発点とし、社会契約論を土台にした国家哲学レベルでかなり抽象的な議論がなされていた。ポリツァイ任務が広く臣民の福祉および国力増進に設定されるべきか、それとも危険防止に限定されるべきかという「実質的」ポリツァイ概念の定義は、こうした国家目的論の裏付けなしには議論できないような傾向があった。ところがこの旧帝国公法論とは対照的に、ライン同盟公法論においては「実質的」ポリツァイ概念の内容云々の問題提起は決

して論議の核でなかったのである。

一方、確かに抽象的レベルでのポリツァイ論考は一つもなかったが、しかし『ライン同盟』誌上でポリツァイ概念がまったく争われなかったわけでは決してない。逆にポリツァイという言葉は、高度に政治化した問題にからんで誌上に登場するようになる。というのも、まさに上述した『同盟』著者陣の様々な政治的・社会的立場の違いが、当誌をして旧帝国等族問題——すなわち一方で新しい領邦君主権と、一方で帝国直属の身分を失った旧帝国等族の既得権との境界線をめぐる争い——の焦点とならしめたからである。ライン同盟においては帝国解体の政治的勝利者は主権国家として生き残った四十弱の領邦であり、これらの主権国家に飲み込まれた数百の旧帝国騎士や都市などの等族諸身分は明らかに敗北者であった。ところが今や君主の立場を失ったこれらの旧帝国等族は、今まで帝国体制により保障されていたさまざまな高権を一気に失うつもりはなかった。旧帝国時代に公法論者が用いていた法解釈の手法をもってすれば、彼らの利権の理論的防御は可能だと樂觀する傾向さえあったのである。他方で領邦君主とその高級官僚にとっては、当然ながらこの希望的観測を打ち壊すことが「改革」の一つの焦点であった。この問題がたとえば、ライン同盟特有のきわめて具体的・政治的な争点である高位ポリツァイと下位ポリツァイとの境界線問題に繋がった。これはライン同盟規約二十七条に保障された同盟構成国君主の主権内容の一つ「高位ポリツァイ」権をめぐる解釈論争であるが、その裏で実際に争われた利害は、この「高位ポリツァイ」がカバーしない「下位ポリツァイ」権（規約には明記されていない）をどこまで旧帝国等族（元領主）に認めることができるのか、例えば旧帝国時代に「下位ポリツァイ」権として認められていた営業許可付与権などの利権は元領主の手に残されるのかにあった。<sup>44</sup>こうして『同盟』はポリツァイ論議に一つの政治フォーラムを提供したことになるのだが、これは他の公法論議についても当てはまることであった。そもそも公職が身分制度と密接に結びついていた時代に公私の立場を分けた議論などありえず、したがって官吏が完全に「客観的

な」私人として誌面に登場することはなかったのである。<sup>(45)</sup>

#### 四 行政（法）専門誌とポリツァイ概念論争

こうしたライン同盟公法論の主潮流の片隅に、ポリツァイ論議の場を提供した雑誌ジャンルが存在していた。ポリツァイもしくは行政（法）の専門誌がこれにあたり、<sup>(46)</sup>ちょうどライン同盟時代に南ドイツの二誌、すなわちハルトレーベンの『一般司法・ポリツァイ・ブレッター』（以下『ポリツァイブレッター』<sup>(47)</sup>）とハールの『官房・ポリツァイ・経済・森林・技術・商業通信』（以下『官房通信』<sup>(48)</sup>）とともに全盛期を迎えている。<sup>(49)</sup>ハルトレーベン、ハールの両編集人ともに大学教授であったにもかかわらず、この二つの雑誌は官僚雑誌として特徴づけることができる。またそれぞれの雑誌の執筆者陣には中央政府の高級官僚のみならず、中堅及び地方官吏も多々見られる。内容的には専門誌という性質もあつて一般政治誌より遥かに専門性が高く実務重視であり、その分政治的色彩が直接には薄い。それでも時代性が現れざるを得ないのは、両誌ともに特にフランス、ヴェストファーレン王国、といった当時最先端の行政立法を多く紹介しているところである。さらに興味深いことには、この両誌には他の一般誌に見られないポリツァイ概念を直接論じた論説記事が幾つも見られる。つまりこれらの専門誌こそライン同盟時代の最も旬のポリツァイ論争動向をうかがわせる貴重な史料なのである。

##### 1 ハルトレーベンの『ポリツァイブレッター』（一八〇二—一八三〇年）

『ポリツァイブレッター』は毎週三号の頻度と年間六百頁の量を誇り、当誌について博士論文を書いたシュタムの弁を借りれば「一八〇〇年から一八三〇年のドイツで最も影響力のある法学雑誌の一つ」であつた。<sup>(50)</sup>この評価は全く妥当である。そもそも出版元が当代きつての雑誌仕掛人コッタであるというのは大きな強みであつた。他にも幾つもの雑誌を発行していたコッタであつたから、『ブレッター』の広告をそれらの雑誌に載せることはわけなないことであつたし、予約販売網も広く「各郵便局と主な書店」に確保していた。半年間の予約購読料二グルデン四十五クロイツァーは、個人では賄い難いにしても、当時としては常識的値段であらう。<sup>(51)</sup>『ブレッター』は創刊年から千二百件の予約購読、最盛期（一八〇五年）には千五百部以上の売り上げを記録している。<sup>(52)</sup>コンビニで雑誌が買える今日の日本人から見れば子供だましのような数であるが、十九世紀初頭ヨーロッパの雑誌出版状況に照らせばかなりよい業績である。<sup>(53)</sup>例えばイギリス報道の大御所『タイムズ』でさえ、創刊時の一七八五年には約千部しか売れていなかった。<sup>(54)</sup>こうして『ポリツァイブレッター』は既に帝国末期に地位を確立し、帝国崩壊直前の五年間に「純粹なドイツ愛国心」から生まれた種々のポリツァイ学専門誌のバイオニア的存在となつていた。<sup>(55)</sup>似たような動機から創刊された他のほとんどの雑誌が二年と続かない短命であつたのに対し、『ポリツァイブレッター』は三十年近い出版年数を経、この分野において例外的な長寿命を誇っている。<sup>(56)</sup>

『編集人ハルトレーベン』この雑誌の一番の原動力は、しかし発行人コッタではない。編集人テオドア・コンラート・ハルトレーベン（一七七〇—一八二七）である。<sup>(57)</sup>創刊時から死にいたるまで約四半世紀にわたつて編集人の責務をまつた<sup>(58)</sup>とした彼は、当時の出版界の趨勢に漏れず、フランス革命の衝撃を若くして受けた世代であつた。『ブレッター』がコッタの豪腕にもかかわらず編集人中心の雑誌であつたことは、雑誌の発行地を見ても分かる。編集人自身が官吏としてさまざまな君主に転々と仕えたため、出版地 *Duckort* が彼の任地を追つてザルツブルク（一八〇二—一八〇五年）

からヴェルツブルク（一八〇六—一八〇七年）へ、コーブルク（一八〇八—一八一〇年）、フライブルク（一八一—一八一三年）、プフォルツハイム（一八二—一八二六年）、終にはヴォルムス（一八一七—一八二七年）へと、オーストリアから南西ドイツ一帯に五回も移されているのである。これは現代の出版事情では考えられない話である。ハルトレーベン<sup>(58)</sup>はマインツの法曹家系の出身で、法律家として帝国公法学の勉強もしているが、一方で官房学・ポリツァイ学の教育は受けていなかったらしい。にもかかわらず、彼はフランス軍占領後のザルツブルク（一八〇〇年）で当市のポリツァイ機関再興計画に従事したし、また一八〇四年にはヴェルツブルクとフライブルクで国法・刑訴・民訴の他に「ポリツァイ学とポリツァイ法」と題する講義を担当している。<sup>(59)</sup>ハルトレーベンの履歴に見られるこのポリツァイ学と帝国公法学、そして実務参加の連携が、実は『ポリツァイブレッター』の方針に反映されている。彼の望んだ雑誌は、多くの「司法官吏とポリツァイ官吏（Justiz- und Polizey-Geschäftsmänner）」<sup>(60)</sup>に公務情報やそれぞれの実務経験交換の場を提供する、官吏による官吏のための雑誌だったのである。

『雑誌の担い手達』 こうしたコンセプトの帰結として、雑誌執筆者陣もまた多彩な顔触れを見せていた。シュタムによれば、著者の職業にはポリツァイ地方長官や下級ポリツァイ官吏のみならず、市長、裁判官、（地方）政府顧問、教授、医者、牧師、科学者ならびに詩人までもが見られる。<sup>(61)</sup>その中には旧帝国末期およびライン同盟期のポリツァイ概念論争における主要な論客、ベルクやドライス、エマーマン、ハール、ゾーデンといった顔ぶれも登場する。ベルクなどはまた逆に、自著『ドイツポリツァイ法便覧』（一七九—一八〇九年）にこの雑誌の記事を繰り返し引用している。<sup>(62)</sup>さらに執筆陣にはヘッセン侯国の枢密顧問で雑誌『ゲルマニア』の発行人クローメ、刑法学者グロルマンやクラインシュロート、詩人のジャン・ポールといった著名人がそろっている。これはおそらくハルトレーベン一人の力ではなく、前述の出版元コッタが持っていた広範なネットワークに負うところが大きいのであろう。しかし一方で、地域的にみると

執筆者はそれほど広い空間に分布していないことが分かる。当初からこの雑誌の営業範囲はオーストリア、フランケン地方、バイエルン、シュヴァーベン地方に限定されており、それは徐々に拡大されていくのだが、執筆者は相変わらずほとんど中南ドイツに限られていた。特にプロイセンの著者は、少なくともポリツァイ論争においては（匿名を考慮に入れなければ）一八一五年にいたるまで一人も見当たらない。

『雑誌の性格と変遷』上述した実務重視の観点から、『ポリツァイブレッター』は一見して学術誌というよりはジャーナリスティックな情報誌としての色彩が濃いように見える。ハルトレーベンがこの雑誌の創刊時の名称『ポリツァイ風説 PolizeyFama』において意図していたように、<sup>(63)</sup>当誌のセールスポイントたる躍動感や時事性、娯楽性は一方で旧帝国内外のポリツァイ制度やポリツァイ関連立法、他方で盗賊団の出没や通行証偽造に見られる犯罪事件描写の数々、またそれにまつわる司法記録の報道に基づいていたのである。とりわけ当誌に数多く掲載された指名手配書は大きな呼び物であつたらしい。それにもかかわらず、この雑誌の性質は変化する。それも興味深いことに、ちょうどライン同盟初期に二つの内容的変化が平行して進行していく。第一の変化は、既に触れた実務情報誌としての性質が記事の理論化に伴って徐々に薄れていったことである。ちなみにシユタムはこれが雑誌にとってマイナス面だったと評価するが、<sup>(64)</sup>このままにこの理論化の過程で、明白には一八〇九年頃から発行部数が減少していくからである。雑誌記事論文がますます長くなり理論的になるに連れて、<sup>(65)</sup>当誌が「生き生きとして分かりやすい雑誌としての性格を失って」教養誌になってしまったというのである。実際、メディアの娯楽化やビジュアル化は同時代人にとって既に雑誌経営上の大きなテーマとなっていた。出版元のコッタに宛てたある友人の手紙で「学者の古臭い論説」の代わりに短い時事関係の記事やバラエティに富んだ内容を進める助言も見つかっているから、<sup>(66)</sup>こうした時代に逆行する変化はコッタにとっては好ましくなかったと思われる。おそらく、ハルトレーベンが独走したのであろう。他方で、この自家薬籠中の変化とは対照的に、

第二の変化は外的要因から発している。ライン同盟結成によって「ポリツァイブレッター」にはポリツァイ関連事項以外の対象も取り上げられるようになり、それに伴って雑誌が改革諸案の紹介と議論の場となっていくのである。創刊当時の動機である「ドイツ愛国心」、具体的には神聖ローマ帝国の等族諸身分体制への帰依にも関わらず、ライン同盟結成以降は特にフランスおよびヴェストファーレン王国からの国制・行政報告が激増する。とりわけよく報道されたのはフランス刑法典であり、ハルトレーベン自身も一八一一年に「ナポレオン刑事法およびポリツァイ刑（違警罪）の翻訳と覚え書き」を著している。<sup>(67)</sup>一八〇六年以降はまた、ヴェストファーレン王国以外のライン同盟構成諸国における新しい行政機関の「合目的性」についての諸提案も軒並み増え、誌上に紹介された。<sup>(68)</sup>一般の政治誌とは異なり、ここでは主権問題のような政治的に微妙なテーマは確かに取り上げられなかったが、しかしこれらの諸提案の裏には、領邦主権君主と、旧帝国直属等族にしていまや領邦に組み込まれた貴族 *Mediansierte* との間の紛争を感じ取ることには困難ではない。このようにして「ブレッター」は「改革」をキーワードに内政論議を戦わせることによって、ライン同盟結成後の政治的変動を映し出す鏡となったのである。

「ポリツァイ概念」さて、以上のような性質を持ちまた変遷を遂げてきたこの「ブレッター」において、ポリツァイ概念はどのように扱われているのであろうか。この点に関してもまず目につくのは、編集人ハルトレーベンである。シユタムはハルトレーベンを保守的論客として描写しており、彼がカントを表面的にしか理解していなかったこと、本来同世代であるフィヒテやフンボルトの急進的ポリツァイ論および国家論を無視していることを指摘している。そしてこうした編集人の傾向が他の著者にも一般的に認められるとし、ハルトレーベンとその執筆者陣がまだ伝統的なポリツァイ理念の範疇内にとどまっていると結論している。<sup>(70)</sup>例えばある匿名著者は「ポリツァイ定義への試み」（一八〇八年）と題した記事で、ポリツァイを「公的施設 *Anstalten* と法令によって住民の物理的・倫理的福祉を促進する学問」と定義

している。<sup>(71)</sup>このような十八世紀的定義は極端だとしても、広範なポリツァイ活動への親近感は、至るところで確認できる。ポリツァイ概念問題と正面から取り組んだ一八〇七年の二つの著書（ブツテとロツツ）<sup>(72)</sup>を書評したある記事では、一方でロツツの広いポリツァイ概念定義に親近感を示し、他方でブツテの観念論的なポリツァイ学体系化の試みを厳しく批判している。<sup>(73)</sup>また、匿名本『ポリツァイ原則』（一八〇八年）<sup>(74)</sup>を取り上げた別の書評記事では、当書の「広い」ポリツァイ概念がたとえ「政府の権限と市民の自由との間の境界をあらゆる領域において正確に示すことに成功していないとは言え」、試みの壮大さゆえに批判することはできない、と評している。<sup>(75)</sup>ときにはポリツァイの活動内容を「危険に対する生命と財産の保安」に限定する記事もあるが、これは明らかに例外的意見である。<sup>(76)</sup>こうしてみると、確かにシユタムの評価は的を得ていると思われる。

しかし一つ見逃してはならないのは、いわゆる実質的ポリツァイ概念以外の領域で、ポリツァイ概念の使われ方と論じられ方に変化が認められることである。この動きは二つの観点から追跡することができるのだが、それは上述したライン同盟結成期の当誌の性質変化に絡んでくる。まず一つに、ポリツァイ概念の内容を問題視する記事はある一定期間に増加している。一八〇八年頃ポリツァイ概念論争が加熱した時、当誌はちょうど官僚のための実務的情報交換の場から理論的傾向をより多く取り入れた学術雑誌へと変貌しつつあった。先に述べたブツテやロツツ等の著作が書評されたこと自体、この雑誌のコンセプトが学術誌的傾向にスライドしたことの一つの帰結とみなせるのではないか。またもう一方で、ポリツァイはますます制度や機関として認識されるようになり、それに伴って記事の中でも実質的（抽象的）定義より制度的・具体的権限境界の明確化についてより関心が向けられるようになっていく。前述のポリツァイを「学問」そのものとする定義、すなわち十八世紀の官房学的伝統を受け継ぐ統治術としての理解は例外的存在となっていく。そして逆にポリツァイを「官庁 *Behörde*」と定義する著者が、まさしくポリツァイと司法との混同、とりわけ「ポリツァ

イ司法」の危険を警告していく人々に当たるのである。<sup>(77)</sup>例えばエアランゲンの哲学教授リップスの著した「ポリツァイの概念、本質そして範囲」(一八一一年)という投稿記事で課題とされているのは、ポリツァイを他の国家行政部門(司法、経済、教育)から分離して「ポリツァイ概念に異質なものを残さない」ことである。<sup>(78)</sup>つまり彼らにとってポリツァイの目的という国家哲学的問題は後景にまわり、重要なのはむしろポリツァイ実務上の制度的枠組みの限定となった。こうした制度的要素のクロースアップは前述した「ブレッター」の第二の変化、すなわちライン同盟構成諸国の改革案提示フォーラムへの転身に大いに関連している。帝室裁判所における司法事項とポリツァイ事項のような、典型的な諸身分等族体制を反映した古きテーマは帝国解体とともに背景に退き、新たにライン同盟では各官庁の編成および権限問題が浮上してくるのである。つまり、議論の重心が身分問題から機関問題に移動するのである。もともとこれらの問題も等族諸身分間の権利闘争を契機としていることは、先にライン同盟公法論の性質を分析したおりに概観した通りである。

## 2 ハールの『官房通信』(一八〇六一八一五年)

『官房通信』に関しては、『ポリツァイブレッター』についてシュタムが残したような先行研究は、残念ながらない。とりわけ、購読数などの統計値に見られる影響力は全く明らかにされていない。ただ少なくともこの雑誌が同時代の国家学関係書籍にしばしば引用されていることは確かであり、『ブレッター』と同程度には認知されていたのではないかと<sup>(79)</sup>思われる。それどころか、『ブレッター』の購読数が『官房通信』創刊の一年前に頂点を迎えたことを考え合わせると、前述した「ブレッター」の購読数減少の原因にはこの強力なライバル誌の台頭が関与しているとさえ推測される。

それはどの雑誌は公法論者のあいだで話題にされているのである。さてこの『官房通信』のコンセプトや執筆者陣の構成、そして（とくにポリツァイ概念に関する）各記事の性質を分析するにあたり、時代や発行地が与えた影響を無視するわけにはいかない。旧帝国末期から体制復古時代まで存続した『ポリツァイブレッター』とは異なり、『官房通信』の発行はほぼライン同盟時代に限定されたのであるが、一方『ライン同盟』のような同盟の申し子とも違って、既に同盟成立の半年前には創立されている。こうした存続期間の違いがいかなる結果となって雑誌に表れたかは、ここでもまず創刊者兼編集責任者の履歴によって明らかになる。

【編集人ハール】ハルトレーベンより二歳だけ若い『官房通信』編集人ヨハン・パウル・ハール（一七七一—一八四二年）<sup>(80)</sup>は、前者と同じく自誌の核であり続けた。ハールは雑誌の方針に対して責を負うのみならず、原稿数の最も多い執筆者でもあったのである。<sup>(81)</sup>それだけにこの二人の編集人の履歴の違いがより一層色濃く雑誌の性格の差異に反映されることになった。まず目に付くのは学歴内容の違いである。法律家のハルトレーベンは異なり、ハールは元々はザルツブルクの教区司祭かつ教育学者であり、法学に手を染めたことはない。ちなみにポリツァイ概念論争に絡んで上に言及したブッテもそうだが、ポリツァイ学を試みる者に神学者は意外にも多い。神学と国家哲学もしくは政治学が当時まだ密接な関係にあったことを示す一例である。そしてもう一つ重要なことは、地域的な差違である。ハールはザルツブルクでの職を辞した（理由は明らかでない）後、数年間ベルリンに滞在し、その間にカントの国家哲学に親しむに至った。彼はその後一八〇五年にエアランゲン大学の哲学および官房学教授ベンゼンの後継者として招聘されるが、このときエアランゲン大学はまだブランデンブルク・プロイセンに属している。つまりハールは、『官房通信』をプロイセン国民として創刊しているのである。

では一八〇六年の帝国解体は、『官房通信』にどのような影響を及ぼしたのであろうか。ハルトレーベンの場合とは

全く逆に、この大政変はハールの雑誌を上昇気流に導いたようである。まずフランケン地方のブランデンブルク・プロイセン領がバイエルンの手に移ったために——その中にはエアランゲン大学も入っていたのだが——、ハールもまたバイエルン国民となった。そして同時に彼は、なぜかバイエルン国務大臣で改革派首領モンジェラの「お気に入り」となり、その結果として枢密顧問官の称号と騎士十字功労賞を授かったばかりでなく、『官房通信』もまた「官公庁および官僚への推薦と職権による圧力によって」引き立てられた。<sup>(83)</sup> 実はその間『官房通信』の販売元パルムの名が（おそらくナポレオンのパルム処刑のために）表紙から消え、一八〇八年からは「発行人の出費により」出版されていた。<sup>(84)</sup> このような苦しい出版事情にも関わらずライン同盟時代を通してずっと存続できたのは、モンジェラの後押しがあつてこそだったと思われる。<sup>(85)</sup> そこでハールとハルトレーベンとの相違点をまとめると、以下のようになる。ハールは（ハルトレーベンとは違って）帝国公法学の実証主義的伝統からも帝国愛国主義からも遠く隔たった環境で生きており、他方で啓蒙絶対主義領邦国家の官房学的国家哲学により近く接していた。この環境がハールをしてまずプロイセン的・カント的国家形而上学に親しませ、その後ライン同盟におけるバイエルン王国の改革絶対主義への接近を容易にしたのである。

『雑誌の性格と変遷』さて、ではこのハール特有の履歴と関心は『官房通信』の内容にどのように反映しているのだろうか。まず第一に言えることは、この雑誌における強力な観念論的理論への傾向であり、この点で『官房通信』は『ポリツァイブレッター』の実務志向と性質を異にしている。確かに『官房通信』に寄せられた投稿論文の圧倒的多数は実務的な経済・環境問題を扱っているのだが、しかしその一方で、おそらくハールの形而上学志向の影響から、抽象的理論的論文が頻繁に掲載されている。『官房通信』を書評したある同時代人曰く、この雑誌は「今日の文芸界における顕著な欠陥を埋めてくれている、というのも当雑誌は実際の生活を、多くの人間にとって死んだように存在しない理論に結び付けてくれるからである」。<sup>(86)</sup> 実際、そこには節約オープンや台所用測量器の発明や雀公害といった純粋に日常

技術的なテーマのすぐ傍で、重農学者批判や貨幣理論などのマクロ経済学的テーマが論ぜられていたのである。<sup>(87)</sup>

もうひとつ別の観点から『ポリツァイブレッター』との相違点を挙げよう。『ブレッター』がとりわけ犯罪との戦い（治安および刑事警察）を目標にしていたことは前述したとおりであるが、『官房通信』はそれとは異なり、自らを非法学的な伝統的官房学雑誌として理解していた。<sup>(88)</sup> ハールには官房学の専門家としての自負が強く、胸を張ってこう言っている。「法律家や医者などが多くの雑誌を出している中で、総合的官房学徒が読むことのできるはこの雑誌だけである！」<sup>(89)</sup>。またハールは法律家に対する反感を露わに表明してもいた。ハールにとって法律家はポリツァイ関係分野のあらゆるポストを独占している輩々であり、彼らがポリツァイ関係分野に特別の教育を不要と考えているがためにこそ、ポリツァイ立法やポリツァイ執行がおろそかにされているのだ<sup>(90)</sup>。そこには、行政官僚と司法官僚との間に橋渡しをしようというハルトレーベンのような考え方は見られない。ハールが橋渡しを試みたのは理論と実践の間だけであり、しかもそれは官房学の中でのみ、つまり法学の蚊帳の外で試みられたのである。最後に付け加えねばならないのは、『官房通信』があらゆる観点から——執筆者の顔ぶれからしても内容からしても——プロイセン中心の雑誌としてスタートしたことである。すなわち、この雑誌創刊の動機は『ポリツァイブレッター』のような等族身分制擁護者による帝国愛国主義では決してなかった。

しかし、エアランゲンがプロイセンからバイエルンに割譲され、またライン同盟が結成されたことにより、『官房通信』は方向修正を迫られることになる。そしてこれが、結果として『ポリツァイブレッター』との一定の類似性を生み出すという皮肉な結果となった。その際に鍵となった結合点は、『改革』である。ハールが記した一八〇七年新年号の「前書き」によれば、「多くの国家予算が逼迫した財政と戦わねばならず、またこうも多くの諸国が一つの国家に統合されねばならない」現在の状況に面して、「早急の一般国家経済改革が必須」である。それゆえ「緊急に必要なのは、

この国家経済の変化に今から備えることであり、理論を正し実務を整えて両者を集積し、新しい国家経済改革を諸原則と経験に依つて完成された政治経済もしくは官房学体系の力によつて導くことである<sup>(91)</sup>。『官房通信』はまさにこの目標のために奉仕すべきだといふのである。さらにハールは一八〇九年、ナポレオンおよびライン同盟関係の記事を雑誌の中心に据える意志を明らかにしている。そしてとりわけ、フランス帝国とライン同盟構成諸国の新しい立法や際立った設備の報告を集めることを編集目的に据えたのである<sup>(92)</sup>。こうした変化の帰結として、一八〇六年半以降、『官房通信』の視点から以前の模範国プロイセンは露骨にこぼれていた<sup>(93)</sup>。

ライン同盟とナポレオンはしかし、『官房通信』に領邦勢力の観点からのみ変化をもたらしたわけではなかった。両者は内容的・学問分野的にもこの雑誌を変えたのである。例えば『官房通信』では、繰り返し『ポリツァイ法典』の導入が提起されたり<sup>(94)</sup>、ポリツァイと司法との分離といった機関制度に関する問題もとりあげられるようになった<sup>(95)</sup>。とりわけ明白な変化として、同盟結成前の一八〇六年前半の『通信』にはまだ一つも司法に関する論文が見当たらないのに対し、結成後の一八〇六年後半から改革諸提案と絡めて司法関係の論文が増える。こうして元々は非法学雑誌を自負していた『官房通信』が、半法学的な『ポリツァイブレッター』に近づいていくのである。一方、後者が実務経験紹介の場から理論的討論の場に変質していったことは前述したが、これによつてもまた両者の距離は狭まった。いまや両誌の共通点は、名実ともに新しく「主権者」となった領邦国家君主と既得権を主張する領邦等族諸身分との紛争が、紙面に掲載される改革諸案やそれをめぐる討論にまぎまぎと反映されていることであつた。その際『官房通信』がバイエルン政府の絶対主義的利害関心を代弁していたかどうかは、評価の難しいところである。ただ、匿名の投稿者による領主裁判権 *Patrimonialgerichtsbarkeit* 廃止に対する異議が掲載された例など、中央政権にとつて必ずしも好ましくない要素はあるので<sup>(96)</sup>、少なくとも『官房通信』が政府のプロバガンダ雑誌と化していたとは言えないだろう。

「雑誌の担い手達」執筆陣から見ても購読者層から見ても、「官房通信」は「ポリツァイブレッター」同様、まず官僚雑誌として特徴づけることができる。例えば購読者のターゲットは、一八一一年の初巻が「バイエルン王国すべての御料地経理局・森林局、一般および特別基金管理局と関税局」に捧げられていることから推し量れる。<sup>(97)</sup>「九ライン同盟グルデンもしくは五ザクセン・ターラー」という値段も、「ブレッター」と貨幣単位が違うため正確な比較はできないが、おそらく個人よりは役所単位の予約購読を期待したものであろう。もちろん、一口に官僚と言ってもいろいろある。「官房通信」のそれも部署や等級、また政治的立場からして決して統一的な傾向を見せていない。執筆者の肩書ひとつをとっても、大臣に政府顧問、教授に裁判官、司法官試験、地方公務医師、上級林務官、果てはポリツァイ地方長官や下級ポリツァイ官吏やポリツァイ職臨時代行官などと幅が広い。<sup>(98)</sup>しかし最も頻繁に現れるのは、地方の行政官僚（群長 *Amtmann*、御料地経理官 *Reubeane*、財政顧問 *Finanzrat*、經理監査人 *Rechnungsvisoren* など）であり、全体的には行政官僚が司法官僚に対して絶対多数を占めている。一方で領邦別に見ると、ハルトレーベン<sup>(100)</sup>の雑誌に比べて著者陣の分布範囲は狭い。創刊当初三年間の執筆者索引を見ると、決定的にバイエルン国民が多いことが分かる。<sup>(100)</sup>それもバイエルン在住の著者の多くがフランケン地方にすんでおり、ここがかつて一八〇六年前半までブランデンブルク・プロイセンに属していたことは前述したとおりである。しかもフランケン地方の中でもとりわけエアランゲンが多く、ここに居を構えたハールは当市の官房・経済学協会を記事執筆者獲得のベースとして使っていたようである。<sup>(102)</sup>それでもライン同盟結成を機に、著者の輪はフランケンおよびバイエルンの境界から広がっていった。地方誌脱却の契機を利用して、ハールは幾人かの著名な文人を著者として獲得することにさえ成功した。<sup>(103)</sup>ただ、ライン同盟以外の国からの執筆者はいなかった。例えば、帝国末期ポリツァイ概念論争の一端を担ったベルクは、当初同盟国でなかったハノーファーにとどまりながら雑誌「ゲルマニア」や「ライン同盟」また「ポリツァイ風説（「ブレッター」の前身）」といった同盟内の雑

誌に精力的に投稿しているが、『官房通信』の執筆者にはなっていない<sup>(104)</sup>。

『ポリツァイ概念』最後に比較分析しておかなければならないのは、『官房通信』におけるポリツァイ概念の取り扱われ方である。実は、一八〇八年に頂点を迎えるポリツァイ概念論争は、雑誌界ではこの『官房通信』のなかにもっとも多くの論考が見られる。故にこの雑誌はライン同盟時代のポリツァイ概念論争を分析するための鍵を握るといってよい。まず、編集人ハール自身が『ポリツァイ学便覧』（一八〇九）を世に出しており、そこで保安に徹するポリツァイ概念を主張している。曰く、ポリツァイは「国家内務行政もしくは国家施設の一分野であり、国家またはその構成員の安全がその人的もしくは物的観点から脅かされるようなあらゆる害を予防し、この安全を引き続き維持する任務を持つ」。この「狭い」ポリツァイは、しかしながら各論では人口、文化、教育ならびに営業までも含む。これは、公的教育をポリツァイの内容に含まなかったエアランゲン大学の前任者ベンゼンよりも広いとらえ方である<sup>(105)</sup>。ハールの『便覧』は明らかにカントの影響を色濃く残したものであり、哲学に支えられた国家学をその他の関連学問、例えばポリツァイ学の基礎にすべきだと力説している。すべては国家目的から発生すべきであり、その目的とはすなわち安全であるというのである<sup>(106)</sup>。こうした彼の主張には、一七九〇年代のプロイセンにおける若き哲学の徒によく見られた、カント的新自然法要素にフランス革命の情熱をミックスした国家目的論の残存を見出すことができる。

ところがこのハールの考え方は、『官房通信』の執筆者全員に浸透していたわけではなかったし、また内容全てが継承されたわけでもなかった。確かに、『官房通信』ではポリツァイ概念定義が『ポリツァイブレッター』より頻繁に議論されている。一八〇七年から一八〇八年にかけてのポリツァイ概念論争の絶頂期に、『官房通信』にはポリツァイ概念定義の不確かさを批判する記事が七つ掲載されている。こうした記事を掲載したのは、おそらく理論的・形而上学的論争を非常に好んだハールその人の希望にもよったのであろう。また『ポリツァイブレッター』とは対照的に、『官房通

信』はハール好みの、どちらかというと「狭い」ポリツァイ概念を指示する傾向を見せている。<sup>(109)</sup>特にバイエルンやナツサウのような改革推進国の行政官僚であるゲルストナーやエマーマン、また匿名のバイエルン領邦裁判所判事は、徹底的にポリツァイの公安目的を主張している。<sup>(110)</sup>しかし、編集人と執筆陣の意見が一致するのはここまでである。『官房通信』においても狭いポリツァイ概念の支持者が絶対多数を占めることはなかったことは別としても、<sup>(111)</sup>執筆者とハールの見解のあいだには次のような決定的相違があった。すなわち、執筆者にとっては形而上学はもはや問題ではなかったのである。ハールとは逆に、ゲルストナーやエマーマンのような実務行政官僚は、国家目的から直接ポリツァイ目的を演繹することには一向にこだわっていない。全くハールの意図を離れ、『官房通信』のポリツァイ概念論争は制度化の方向に進んでいく。そこでまた新領邦君主と領邦等族諸身分との軋轢が再び浮き上がってくるのであるが、本稿の主題を超えるのでここで止めておく。<sup>(112)</sup>

## 五 まとめ

最後に、冒頭に述べた幾つかの視点に返って本稿をまとめよう。まずは、ライン同盟という時代性と公法論 *Publicistik* との関係について。同盟が公法論に与えた影響は、政治化と実務志向の増大および抽象理論の後退という現象に集約されると思われる。帝国解体により等族諸身分制の箍が外れ、生き残った領邦君主はようやく近代国家のメルクマールとしての主権を手に入れた。これに伴い、それまで国家学を担ってきた三つの学問分野（哲学・官房学・法学）それぞれの意義も変化する。結果として国家学の一部を担う公法論では抽象論が減退し、代わりに今まで明確に表れてこなかった様々な政治論議がなされるようになった。ナポレオンによる検閲政策にもかかわらず、誌上の議論は白熱し

ている。検閲を気にしてはめかしたりへつらったり皮肉ったりする文体は見受けられない。もちろん反ナポレオン氣勢は、フランスに敗退してエルベ川の向こうに追いやられたプロイセンにおけるほうがはるかに強い。しかしライン同盟でも、フランス行政制度に対する実務的見地からの客観的評価や批判は、公法論の枠組みで公然と行われていた。

こうした公法論の政治化において、雑誌メディア発展が果たした役割は大きい。フランス革命の刺激を受けて、ドイツの雑誌は徐々に商業化・職業化・市場ネットワークの拡大といった近代ジャーナリズムの要素を増していく。コッタのような敏腕経営者の登場により、公衆のニーズをより意識した「発行人雑誌」も台頭している。イギリスやフランスの国会のような統一的政治代表基盤を持たないにもかかわらず、雑誌の中ではライン同盟という枠組みでの統一の議論がなされていた。当時の雑誌は個人より団体で購読所有するほうが多かったため、かえって議論の土台となりやすかったと思われる。内容面で目に付くのはまずフランスの影響の大きさであるが、その際特徴的なのはフランス革命がもはや話題の中心ではないことである。革命理念への熱狂的アクセスはドイツでは一七九〇年代の絶頂期をもって一旦終了し、ライン同盟期には、ナポレオンの立法改革や行政改革の刺激に凌駕されている。つまり、むしろこの時代の比重は「改革」にあり、この言葉を通してフランス法継受がなされたのである。議論の戦わされた政治誌の担い手は教養市民であり、何より官吏達であった。この官吏達が政治的・社会的に決して同質ではなかったことが、個々の論客の立場を対極化し議論を白熱化させた要因でもあった。

では一般公法論（ジャーナリズム）の傾向に比べ、行政専門誌はどのような発展を見せたであろうか。専門誌としての性質から政治色が薄いことは、まず自然な成り行きとして把握できよう。その他に、本稿で取り上げた『ポリツァイブレッター』や『官房通信』は、コッタやパルムという著名な出版元や販売元を持っていたにもかかわらず、その発言力に左右された形跡がない。つまり両誌は未だ編集人主導の「編集人雑誌」であり、編集人の個性がそれぞれ決定的に

雑誌の方向性を定めていた。その意味で、このジャンルには一般政治誌のような商業化などの近代ジャーナリズムの現象は見られない。またこの二人の編集人を比較するに、どちらが「進歩的」で何が「保守的」とは一概に言いがたい。ハルトレーベン<sup>(13)</sup>は前述のようにフランス刑法をいち早く訳してその実務実践面での対応の速さを示したが、一方ではカントの「自由主義的」国家観には終始なじまず、旧帝国の等族諸身分体制への愛着を捨て切れなかった。逆にハールは国家哲学の分野ではプロイセン啓蒙絶対主義の洗礼を受けたカント信奉者として「自由主義的」国家観を表明していたが、他方で実務における実際の改革案を彼から聞くことはほとんどできないのである。

こうした幾つかの相違点にもかかわらず、公法論に一般に見られる上記の趨勢が行政専門誌の分野にも及んでいることは見逃せない。どちらかといえば、一般公法論との時代的共通点のほうが多いとさえ言えよう。行政専門誌も、一般政治誌のように赤裸々な形ではないにしても、政変により勢い話題は政治的・実務的になっていった。フランスの影響はここでも顕著であり、特にフランス本国とヴェストファーレン王国の行政機関やその実態が「改革」をテーマに頻繁に紹介された。当初は地理的にも専門的にも方針的にも異なった両誌であったが、ライン同盟改革というキーワードによって歩み寄りさえ見られるのである。また、雑誌の担い手も読者も明らかに官吏であり、彼らは新体制の細部を伝えるのみでなく、それについて議論するために雑誌メディアを用いた。換言すれば、行政専門誌は官吏の情報環境を刷新し、なにより彼らの重要な論争の場として機能していた。

こうした趨勢は、例えばポリツァイ概念論争にも現れる。すなわちポリツァイ概念論争の場合は、ポリツァイ概念の制度化という点で、異なる行政専門誌の路線を同じ方向に向けた。単に「実質的」ポリツァイ概念が問題となる限りでは、これらの雑誌のポリツァイ概念論争は何一つ新しいものもたらさなかった。確かにフランスの狭いポリツァイ概念は紹介されたが、それによって得られたものはまさに、ドイツのポリツァイ概念使用とフランスのそれとは全く相容れな

いと言う論者の確信だけであつた。<sup>(114)</sup> カントの名は、そこでは——旧帝国におけるのとは違って、また同時代の学術的単行本とも違って——駆逐された。執筆者の関心がポリツァイの国家哲学的論証から制度的限定への試みに傾く時、この限定は司法との境界といった外延的限定のみではなく、内的限定、すなわち所謂高位・下位のポリツァイ間の境界設定にも及んだのである。このように行政専門誌で培われた官僚の政治的・実務的議論の蓄積が、古い公法論から近代公法学への変遷につながるのである。

## 註

- (一) 近年の代表的ポリツァイ概念史研究に Franz-Ludwig Kneemeyer, Art. "Polizei", in: Otto Brunner / Werner Conze / Reinhart Koselleck (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 4, Stuttgart 1978, S. 875-897; Hans Maier, *Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre*, 2. Aufl., München 1980; Peter Preu, *Polizeibegriff und Staatszwecklehre. Die Entwicklung des Polizeibegriffs durch die Rechts- und Staatswissenschaften des 18. Jahrhunderts*, Göttingen 1983; 研究史自体は中へ「古典的なるもの」 Franz Xaver von Funk, *Die Auffassung des Begriffs der Polizei im vorigen Jahrhundert*, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft* 19 (1863), S. 489-556; Gustav Marchet, *Studien über die Entwicklung der Verwaltungslehre in Deutschland von der zweiten Hälfte des 17. bis zum Ende des 18. Jahrhunderts*, München 1885; Heinrich Rosin, *Der Begriff der Polizei und der Umfang des polizeilichen Verfügungs- und Verordnungsrechts in Preußen*, in: *Verwaltungsarchiv* 3 (1895), S. 249-365; Kurt Wolzendorf, *Der Polizegedanke des modernen Staates. Ein Versuch zur allgemeinen Verwaltungslehre unter besonderer Berücksichtigung der Entwicklung in Preußen*, Breslau 1918 などがある。和文献には、辻泰一郎「ポリツァイ条令に關する近時の研究動向(一)」『明治学院論叢・法学研究』二三号(一九七九年)二三四—一四八頁ほか、参照、松本尚子「ベルクのポリツァイ概念——十九世紀初頭ドッの国家目的論と権力分立論の一例」、『一橋論叢』一一五卷一号(一九九

六年)、一八五頁註一、三、五。また近世末期絶対主義領邦国家におけるポリツァイの実際の活動について、神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』(創文社一九九四年)参照。

(2) 松本・前掲論文(註一)一七一一一八九頁。

(3) Michael Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, Bd. 1: *Reichspublizistik und Policywissenschaft 1600-1800*, München 1988, S. 390.

(4) この時代の包括的研究史としては、末川清「一八〇〇年前後のドイツ」、西川正雄編『ドイツ史研究入門』(東京大学出版会一九八四年所収)、五六一六九頁や坂井榮八郎「改革と解放の時代」、成瀬治・山田欣吾・木村靖二『世界歴史体系ドイツ史2——一六四八年—一八九〇年——』(山川出版社一九九六年)所収、一八一一二九(特に一八九一—一九八)頁参照。

(5) 軍備予算割当金は各ライン同盟国の予算を圧迫した。ライン同盟時代の国庫、経済状態については参照 Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 1, München 1987, S. 486-505.

(6) Vgl. Birgit Frazzke-Weiß, *Europäische und nationale Konzeption im Rheinbund. Politische Zeitschriften als Medien der politischen Öffentlichkeit* (Europäische Hochschulschriften: Reihe 3. Geschichte und ihre Hilfswissenschaften: 756), Ffm/Berlin/Bonn/NY/Paris/Wien 1997, S. 348.

(7) Vgl. Ernst Rudolf Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 1: *Reform und Restauration, 1789 bis 1830*, 2. Aufl., Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz 1990 (1967); Christian Friedrich Menger, *Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit*, 5. Aufl., Heidelberg 1986, S. 103-105 (石川敏行他訳『ドイツ憲法思想史』[世界思想社一九八八年])；Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte. Neubearbeitet von Heinz Lieberich*, 18. Aufl., München 1988, S. 409-411 (世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』[創文社一九七一年])；Karl Kroeschell, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 3 (seit 1650), Opladen 1989, S. 118. フーバーの『憲法史』第一巻はプロイセン改革時代について二百頁以上を割く一方で、同時代のライン同盟に関する叙述はわずか十七頁にとどめている。同盟について述べられているのは主に領土再編成と同盟構成国の加入時期、ナポレオン軍への強制的軍事援助負担のみであり、各国の国制・行政改革は「ナポレオン封臣国家の似非立憲主義」と片づけておしまっている。ミッタイス、クレッシェル、メンガーにおいても事情はだいたい同様である。ミッタイスは豊富な参考資料を挙げて同盟主要構成国における古き家産制消滅を評価しているが、同盟自体についてはつまるところ、十九世紀的自由主義の範疇に

- と云った「警察国家」vs「法治国家」の図式にのっとって否定的に評価している。曰く、「家産的」二元主義を廃止することによって成立した国家による権力の独占は、それが乱用されること、恣意（警察支配 *Polizeiregiment*）に堕せざるをえなかった。ドイツ同盟諸国の憲法文書は、ドイツの君主制の法治国家的性格を再び回復している。（S. 425. 訳五二五頁）<sup>(9)</sup>と云う。新しい傾向としてグリム、サイロバイトがある。Dieter Grimm, *Deutsche Verfassungsgeschichte 1776-1866*, Frankfurt a. M. 1988; Dietmar Willoweit, *Deutsche Verfassungsgeschichte. Vom Frankenreich bis zur Teilung Deutschlands* (Juristische Kurz-Lehrbücher), München 1990. Vgl. auch Karin Hachenberg, *Die Entwicklung der Polizei in Köln von 1794 bis 1871* (Rechtsgeschichtliche Schriften; 10), Köln/Wien/Weimar 1997.
- (∞) Elisabeth Fehrenbach, *Traditionale Gesellschaft und revolutionäres Recht. Die Einführung des Code Napoléon in den Rheinbundstaaten* (Kritische Studien zur Geschichtswissenschaft, Bd. 13), 3. Aufl., Göttingen 1983 [1. Aufl. 1974]; Helmut Berding, *Napoleonische Herrschafts- und Gesellschaftspolitik im Königreich Westfalen 1807-1813*, Göttingen 1973. 法国家の研究について、Hans Hattenhauer, *Zwischen Hierarchie und Demokratie*, Karlsruhe 1971; Franz-Ludwig Knemayer, *Regierungs- und Verwaltungsreformen in Deutschland zu Beginn des 19. Jahrhunderts*, Köln 1970.
- (9) フェーレンバッハの著作については、五十嵐清「ドイツにおけるナポレオン法典の継受」北大法学論集一九卷三・四号（一九七九年）四四三—四六二頁に詳しい紹介がある。
- (10) Vgl. Michael Stolleis, *Die bayerische Gesetzgebung zur Herstellung eines frei verfügbaren Grundeigentums*, in: H. Coing / W. Wilhelm (Hg.), *Wissenschaft und Kodifikation des Privatrechts im 19. Jahrhundert*. III: Die rechtliche und wirtschaftliche Entwicklung des Grundeigentums und Grundkredits, Frankfurt a. M. 1976, S. 44-117.
- (11) Fehrenbach, a. a. O. (註∞), S. 133-145.
- (12) Vgl. Reiner Schulze, *Die rheinische Judikatur im frühen 19. Jahrhundert zwischen gemeinrechtlicher Tradition und französischem Recht. Grundlagen und Ziele eines Forschungsprojektes*, in: H. Mohnhaupt / D. Simon *Vorträge zur Jusitzforschung*, Frankfurt a. M. 1993; Karin Hachenberg, *Die Entwicklung der Polizei in Köln von 1794 bis 1871* (Rechtsgeschichtliche Schriften; 10), Köln/Wien/Weimar 1997; Reiner Schulze (Hg.), *Rheinisches Recht und Europäische Rechtsgeschichte* (mit CD-ROM) (Schriften zur Europäischen Rechts- und Verfassungsgeschichte; 24), Berlin 1998. 三波賢次『法・地域・都市・近代ドイツ地方自治の歴史的發展』

開】(敬文堂 一九九七年)。

- (13) ジョン・フェザー／箕輪成男訳『イギリス出版史』(玉川大学出版部 一九九一年) 一九二―二〇五頁。出版の産業としての役割と市場発展に焦点が置かれ、社会経済史的視点が強い。一方、出版史を文芸・思想史の一端として描く出口保夫『イギリス文芸出版史』(研究社出版 一九八六年)、出版の担い手と受け手の総合関係をテーマにしたA・S・コリンズ／青木健二『榎本洋訳「十八世紀イギリス出版文化史」作家・パトロン・書籍商・読者』(彩流社 一九九四年)や、さまざまな知的生産の周辺を描いた水田洋『知の商人』(筑摩書房 一九八五年)、十九世紀以降の西洋新聞史をグローバルに扱った梶谷素久編著『新訂・ヨーロッパ新聞史——近代ヨーロッパの新聞』(桜楓社 一九六四年)、同編著『新・ヨーロッパ新聞史——ヨーロッパ社会と情報』(ブレーン出版 一九九一年)も参照。ドイツについては十九世紀後半から二十世紀大戦前までのメディア史として、佐藤卓巳『大衆宣伝の神話——マルクスからヒトラーへのメディア史』(弘文堂 一九九二年)がある。一部文献については田中ひかる氏にご教示をいただいた。

- (14) 『紳士マガジン』は広告を誌面に取り入れ、広告料収入を得たことでも先駆的だったという。フェザー前掲書一七九―一八一頁、二〇〇頁。

- (15) 小林章夫『コーヒー・ハウス 都市の生活史——十八世紀ロンドン』(数々堂出版 一九八四年)、白井隆一郎『コーヒーが廻り世界史が廻る』(中公新書 一九九二年) 五八―七七頁。Vgl. auch Wolfgang Schibbusch, *Das Paradies der Geschmack und die Vernunft*, München/Wien 1980.

- (16) 十八世紀後半には帝国内の各地に百とも二百ともいわれる数の「インテリゲンツプレッター」が創刊されたという。Vgl. Thomas Kempf, *Aufklärung als Disziplinierung. Studien zum Diskurs des Wissens in Intelligenzblättern und gelehrten Beilagen der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts* (Cursus. Texte und Studien zur deutschen Literatur, Bd. 2), München 1991, S. 90-122; Werner Greiling, "Intelligenzblätter" und gesellschaftlicher Wandel in Thüringen. *Anzeigen, Nachrichtenvermittlung, Raisonement und Sozialdisziplinierung* (Schriften des Historischen Kollegs, Vorträge, Bd. 46), München 1995, S. 15f. 上の雑誌群は幅広く政治的・文化的テーマを包括し、啓蒙主義的色彩を帯びていたらしい。しかし地方誌の枠組みは抜けられず、報道面で一世代後の政治雑誌の域には達しなかった。

- (17) ユルゲン・ハーバーマス／細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』(未

来社第二版、一九九四年）二四九—二六四頁。

- (18) 例えば「書物の社会史」研究を批判的に継承・発展させたロジェ・シャルチエ／長谷川輝夫・宮下志朗訳「読書と読者—アンシャン・レジーム期フランスにおける」（みすず書房 一九九四年）。研究史については参照、長谷川輝男「書物の社会史と読書行為」、シャルチエ／長谷川訳「書物の秩序」（ちくま学芸文庫 一九九三年）所収、一九五—二三四頁。またドイツに関しては、R. エンゲルジック／中川勇治訳「文官と読書の社会史」（思案社 一九八五年）。

- (19) ドイツ近世社会史家デュルメンの目算によれば、十八世紀末のドイツでは一万五千人から二万人が何らかの読書会に属していたという。Richard van Dülmen, *Die Gesellschaft der Aufklärer. Zur bürgerlichen Emanzipation und aufklärerischen Kultur in Deutschland*, Frankfurt a. M. 1986, S. 84. 邦文論考における一八〇〇年前後のドイツ雑誌出版および書籍市場への言及として、石部雅亮「フランス革命期の人権（基本権）思想」、長谷川正安／渡辺洋三／藤田勇編『講座革命と法、第一巻 市民革命と法』所収（「ドイツ革命と法」第一節）、日本評論社 一九八九年、一九九—二四頁、また坂井榮八郎「十八世紀ドイツの文化と社会」、成瀬治・山田欣吾・木村靖二『世界歴史体系 ドイツ史2——一六四八年—一八九〇年——』（山川出版 社 一九九六年）所収、一四—一七九頁参照。

- (20) Frauke-Weiß, a. a. O. (註9) ; Gerhard Schuck, *Rheinbündarionismus und politische Öffentlichkeit zwischen Aufklärung und Frühliberalismus. Kontinuitätsforschung in den Staatsrechts- und Verfassungsdebatten der Rheinbündpublizistik* (Frankfurter Historische Abhandlungen, Bd. 36), Stuttgart 1994. 前時のドイツ語圏における雑誌ネットワーク拡大の程度については、Otto Dann, *Nationalismus und sozialer Wandel in Deutschland 1806-1850*, in: Ders. (Hg.), *Nationalismus und sozialer Wandel*, Hamburg 1978, S. 77-128.

- (21) 例へば Monika Neugebauer-Wölk, *Revolution und Constitution - die Brüder Cotta. Eine biographische Studie zum Zeitalter der Französischen Revolution und des Vormärz* (Einzelveröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin, Bd. 69), Berlin 1989.

- (22) Rudolf Stamm, *Theodor Konrad Hartleben (1770-1827) und seine "Allgemeine deutsche Justiz- und Polizey-Fana". Eine Untersuchung über Aufgabe und Wirksamkeit einer Zeitschrift im Kampf gegen das Laster- und Betelwesen*, Zürich 1964.

- (23) これら全ての公刊物に紹介されたフランス文献のドイツ語訳は単行本の形で三三四雑誌の中の翻訳で六六四件にのぼるといふ。Vgl. Rolf Reichardt, *Probleme des kulturellen Transfers der Französischen Revolution in der deutschen Publizistik*

1789-1799, in: Holger Böning (Hg.), *Französische Revolution und deutsche Öffentlichkeit. Wandlungen in Presse und Alltagskultur am Ende des achtzehnten Jahrhunderts* (Deutsche Presseforschung, Bd. 28), München/London/NY/Paris 1992, S. 91-146, insbes. S. 93-99. また十九世紀の最初二十年間に、一時的だがフランス語書籍がラテン語書籍の数を初めて上回り、一八〇八年と一八二二年には年間四百点以上の発行をみるが、一八一八年以降は百点以下に落ち込んだという(エンゲルジング・前掲論文「註18」一六六頁)。ライン同盟とフランス語文献流入の因果関係が明らかに感じられる統計である。

(24) Ernst Ferdinand Klein / Gallus Aloys Kleinschrod (Hg.), *Archiv des Criminalrechts*, 7 Bde., Halle 1799-1807. 継続誌もあり、十九世紀半ばまで続く長命であった(1817-1834 u. d. T.: *Neues Archiv des Criminalrechts*, NF 1834-1857)。この雑誌の論争記事を豊富に使った刑法改革の研究として、Karl Härtel, *Kontinuität und Reform der Strafjustiz zwischen Reichsverfassung und Rheinbund*, in: H. Duchhardt / A. Kunz (Hg.), *Reich oder Nation? Mitteleuropa 1780-1815*, Stuttgart 1998, S. 219-278, bes. 254f.

(25) Gustav Hugo (Hg.), *Civilistisches Magazin*, 6 Bde., 1791-1837. 定期刊行物と言ふにはあまりに不規則でまばらな発行回数であるが、一応雑誌としての自負はあったようである。フーコーは第一巻第一号の冒頭に、この雑誌の展望と意図、限界について語っている。内容的にはローマ法概念に関する論文が多く、サヴィニーも何度か寄稿している。

(26) Karl Friedrich Häberlin (Hg.), *Staatsarchiv*, 14 Bde., Helmscht/Leipzig 1796-1805.

(27) Wilhelm August Friedrich Danz / Christian Gottl. Gmelin / Wilhelm Gottl. Taftinger (Hg.), *Critisches Archiv der neuesten juristischen Literatur und Rechtspflege in Deutschland*, 6 Bde., 1801-1810. コッタによる出版で、四巻目(一八〇四年)からはタンスの代わりに帝国公法論者ゲンナーが編集人に加わっている。ゲンナーは雑誌編集に積極的だったようで、『立法と法学改革のための論叢 Archiv für die Gesetzgebung und Reforme des juristischen Studiums (Landsnut 1808-1812)』という雑誌を出している。その他に領邦国単位の雑誌として、*Magazin der Rechtsgelchsamkeit in den preussischen Staaten*, Berlin 1801-1804; *Magazin für das Civil- und Criminalrecht des Königsreichs Westphalen*, 5 Bde. (= 17 Hefte), Göttingen 1810-1813 などがある。

(28) なお一九九七年秋にマックス・プランク・ヨーロッパ法制史研究所で法学雑誌出版史についてのシンポジウムが開催されており、その講演内容は近日中に発行される予定である。

(29) よく例に出されるのは、シュレツァーの『国家広報』における啓蒙絶対主義への傾倒である。Vgl. etwa. Frauke-Weis, a. O. (註9), S. 63.

- (30) Johann Ludwig Klüber, *Staatsrecht des Rheinbundes. Lehrbegriff*, Tübingen 1808; Johann Nikolaus Friedrich Brauer, *Beyträge zu einem allgemeinen Staatsrecht der Rheinischen Bundes=Staaten in Fünfzig Sätzen*, Karlsruhe 1807; Günter Heinrich von Berg, *Abhandlungen zur Erläuterung der rheinischen Bundesacte*, Th. 1 [mehr nicht erschienen], Hannover 1808; Wilhelm Joseph Behr, *Systematische Darstellung des Rheinischen Bundes aus dem Standpunkte des öffentlichen Rechts*, Frankfurt a. M. 1808; Nicolaus Thaddäus von Gönner, *Ueber den Umsturz der deutschen Staatsverfassung und seinen Einfluß auf die Quellen des Privatrechts in den neu souverainen Staaten der rheinischen Conföderation*, 1807; Joseph Zintel, *Entwurf eines Staatsrechts für den rheinischen Bund nach den Grundsätzen des allgemeinen Völkerrechts*, München 1807; Carl Salomo Zachariä, *Jus publicum civitatum quae foederi rhenano adscriptae sunt*, Heideilbergae 1807.
- (31) Fehrenbach, a. a. O. (註8), S. 29-36. イエーナは「初期カント主義」の拠点であった。カント派の法学者ゴットリープ・フーフエラント (Gottlieb Hufeland) は、一七八八年から十一年にわたって『イエーナ一般文芸新聞』の編集人として活動している。発行者のシェッツはこの雑誌において「カントの諸原則の完全なる鳥瞰を少しずつ積み重ねながら」示していることを意図していた。実際、一七八〇年代の半ばには関連テーマの議論が幅広く繰り広げられた。シェッツはカントその人を執筆者として迎えることにも成功した。カントは例えばヘルダーや、前述のフーフエラントの『自然法』(一七八五年)を書評している。Vgl. Horst Schröpfer, "... zum besten der Teutschen Gelehrsamkeit und Litteratur ...", 'Die Allgemeine Literatur-Zeitung' im Dienst der Verbreitung der Philosophie Kants, in: N. Hinske / E. Lange / H. Schröpfer (Hg.), *Der Aufbruch in den Kantianismus. Der Frühkantianismus an der Universität Jena von 1785-1800 und seine Vorgeschichte* (Forschungen und Materialien zur deutschen Aufklärung, Abt. 2, Bd. 6), Stuttgart/Bad Cannstatt 1995, S. 85-100, insbes. 85-89.
- (32) Stolleis, a. a. O. (註3), S. 318; Arnold Berney, August Ludwig Schölzers Staatsauffassung, HZ (*Historische Zeitschrift*) 132, 1925, S. 43-67.
- (33) Fratzke-Weiß, a. a. O. (註6), S. 100f. 『時代』についてはデータ不足のため数字が出ていない。
- (34) Ebd., S. 37-46.
- (35) 註21参照。
- (36) ナポレオンは一八一〇年、各州ごとにただ一つの新開しか発行を許可しない法律を公布し、ライン同盟諸国にも同様の

- 処置を求めた。Fratzke-Weiß, a. a. O. (註⑤), S. 82, S. 184-187.
- (37) Ebd., S. 188-201.
- (38) 詳細は Schuck, a. a. O. (註②), S. 68-103.
- (39) Fratzke-Weiß, a. a. O. (註⑤), S. 104-106. ちなみに将校の割合は、それぞれ二三・五%、十二・五%、五・五六%。
- (40) Barbara Vogel, Beamtenkonservatismus. Sozial- und verfassungsgeschichtliche Voraussetzungen der Parteien in Preußen im frühen 19. Jahrhundert, in: D. Siegmann / B.-J. Wendt / P.-C. Wit (Hg.), *Deutscher Konservatismus im 19. und 20. Jahrhundert: Festschrift für Fritz Fischer zum 75. Geburtstag und zum 50. Doktorjubiläum*, Bonn 1983, S. 1-31, insbes. S. 6.
- (41) Schuck, a. a. O. (註②), S. 222-220, 256-300.
- (42) 松本・前掲論文(註一)一七六—一八一頁参照。
- (43) Wilhelm Joseph Behr, Worin liegt das Hindernis und worin besteht die Bedingung einer endlich so äußerst gewünschten Vereinigung über den Begriff der Polizey?, in: *Verfassung und Verwaltung des Staates*, Bd. 1, Heft 2, Nürnberg 1811, S. 277-304; Krenmer, Bemerkungen über Polizei, in: K.-K. (*Allgemeiner Kameral-, Polizei-, Oekonomie, Forst-, Technologie und Handels-Korrespondent für Deutschland*) 1807 II, Nr. 156, S. 369-371; Friedrich Wilhelm Emmernann, *Ueber Polizei, ihren vollständigen Begriff und ihr eigenthümliches Verfahren*, Dillenburg/Siegen 1811.
- (44) 松本・前掲論文(註一)一八三—一八四頁。Vgl. Naoko Matsumoto, *Der Polizeibegriff im Umbruch. Staatszwecklehre und Gewaltenteilungspraxis in der Reichs- und Rheinbundpublizistik*, Frankfurt a. M. 1999 (Diss. jur.), S. 142-154.
- (45) Fratzke-Weiß, a. a. O. (註⑤), S. 175, 200.
- (46) ある意味でその前身と言えるのは「インテリゲンツプレッター Intelligenzblätter」(「週報」という訳もある)であり、例えば、下記に登場するハルトレーベンは雑誌「ポリツァイプレッター」を創刊するに当たって決定的な発想を、当時の有力な全国紙である『帝国広報 Reichsanzeiger』(一七九三—一八〇五年)に負ひ、これは内容的には「インテリゲンツプレッター」にの 카테고리に属するものだったと言ふ。(Samm, a. a. O. [註②], S. 89f., 94).
- (47) この雑誌は五回改名されているが、最も長い間使われた題名は「一般ドイツ司法・ポリツァイ風説 Allgemeine deutsche Justiz- und PolizeyFama」である。しかし、一八〇八年から一八一四年の間は「一般司法・ポリツァイプレッター Allgemeine

*Justiz- und Polizeyblätter*』という題名だったので、本稿では一貫してこの名を使う。ちなみに拙著「ドイツ近世の国制と公法―帝国・ポリツァイ・法学」、『法制史研究』四八（一九九九年）では、取り扱った時代を考慮して『ポリツァイ風説』という名を一貫して使った。

(48) *Allgemeiner Kameral-, Polizei-, Oekonomie-, Forst-, Technologie- und Handels-Korrespondent*. 当初はこのタイトルの末尾に“für Deutschland”とあった。

(49) 十八世紀半ばにおいては、いくつかの医学ポリツァイを除いては、『ライプツィヒ収集 *Leipziger Sammlungen* (1745-67)』、モーザーの『シユヴァーベン・ニュース *Schwäbische Nachrichten* (1756-1757)』、エスティの『ゲッティンゲン・ポリツァイ官庁ニュース *Göttingische Policy= Amts= Nachrichten* (1755-1757)』、シユルバーの『ハレ収集 *Hallische Sammlung*』(1753-?)を数えるのみであった。Vgl. Zeitschr. Datenbank (ZDB); Klaus Schmidt (Leitung), *Index deutschsprachiger Zeitschriften 1750-1815*.

(Akademie der Wissenschaften zu Göttingen), Hildesheim 1989; Friedrich Benedikt Weber, *Handbuch der ökonomischen Literatur, oder systematische Anleitung zur Kenntniz der deutschen ökonomischen Schriften*. I, Berlin 1803, S. 156-169. これらの雑誌はまたどちらかといえば一般的「教養雑誌」として理解すべきものであり、専門誌とは称しがたい。(ちなみに、ヘルギウスの『ポリツァイ・官房マガジン *Policy- u. Kameral-Magazin* (Frankfurt a. M. 1767-73; Forts.: Leipzig 1775-80)』は雑誌ではなく、アルファベットの順に整理された百科事典である。) ロレンツ曰く、法学および官房学雑誌の興隆は一七八〇年から九〇年の間に見られ、四十以上の法学雑誌、三十二以上の官房学雑誌、そして二十八の経済学雑誌が発行されたという。Vgl. Erich Lorenz, *Die Entwicklung des deutschen Zeitschriftenwesens. Eine statistische Untersuchung*, Charlottenburg 1937, S. 44).

(50) Stamm, a. a. O. (註 22), Vorwort, S. 45; 同時代人の客観的な評価はほとんど見つけることができない。モールはこの雑誌はよい時と悪い時の差が大きく、最も良いのは最後の数年間だというが、このときハルトレーベンとは別界して別の発行人に変わっている。(Rudolf von Mohl, *Die Polizei=Wissenschaft nach den Grundsätzen des Rechtsstaates*, Bd. 1, 2. Aufl., Tübingen 1844, S. 66.) もっともモールがこの時代の関連雑誌として引用しているのはこの『ブレッター』のみであり、『官房通信』を含む他の同系統雑誌は無視されている。

(51) 同じくコッタ発行の『最新法学書評論叢 *Critisches Archiv der neuesten juristischen Literatur*』(a. a. O. [註 27]) 第一巻の巻末広告を参照。『ブレッター』の予約購読料も記載されている。同誌の第二巻二号巻末の広告では『ブレッター』の一卷

(一年分)は五グルデン三十クロイツァーとなっている。おそらく、製本料が加算されているのであろう。そこには他雑誌の価格も出ており、『一般新聞』一年分が十八グルデン、『フローラ』が四グルデン、ヘバーリンの『国家論叢』が一号につき四十五クロイツァー、ニーマンの『ポリツァイと文化のためのプレクター』が七グルデン四十八クロイツァー、ポツセルトの『ヨーロッパ年鑑』が六グルデン五十四クロイツァー、シェリングとヘーゲルの『哲学批評雑誌』が第一巻の三号まで三グルデンとなっている。フラツケルヴァイスによれば、彼女の扱った四つの雑誌の年間購読料は四十八帝国ターラーであり、手工業者の年間平均所得が百帝国ターラーであったことを考えれば、市民の個人購読は非常に難しかった。Vgl. Frauke-Weiß, a. a. O. (註9), S. 145.

(52) Stamm, a. a. O. (註22), S. 89.

(53) ただしこの数字は、専門誌としてのみ評価できる。例えば前述のシュレッツァーによる『国家広報 Staats-Anzeigen』は四千部の予約購読数を持っていたという (Frensdorff, ADB [Allgemeine Deutsche Biographie] 31, S. 584)。「プレクター」と同時期の『政治ジャーナル』は八千部、『ミネルヴァ』は六千部、『ヨーロッパ年鑑』も三千部をそれぞれ最盛期に売っているが、『時代』は千部、ウィーラントの『ドイツ・マキユリー Teutscher Merkur』ニコライの『ドイツ文庫 Deutsche Bibliothek』とつった文芸誌は千五百から千八百部だった (Frauke-Weiß, a. a. O. [註9], S. 152-155)。当時シラーは自誌『ホーレン』に関連し、政治季刊誌の場合は千六百部以上の売り上げがあれば利益は確実だと目算した (エンゲルジング・前掲論文 [註18] 一一八頁)。一方で日刊紙となるとまた話は別で、購読数はひとけた多くなる。例えば当時ドイツで最も有力であった『ハンブルク中立通信 Hamburgischer Unparteiischer Correspondenz』は、フランス革命時に一万三千部、十九世紀初頭には五万部の発行部数を誇ったという。石部・前掲論文 [註19] 二〇六頁、エンゲルジング・前掲論文 [註18] 一一七頁以下。Vgl. auch Hans Erich Bödeker, Zur Rezeption der französischen Menschen- und Bürgerrechtserklärung von 1789/91 in der deutschen Aufklärungsgesellschaft, in: G. Birsich (Hg.), Grund- und Freiheitsrechte im Wandel von Gesellschaft und Geschichte, Göttingen 1981, S. 261. ちなみに小説で比較してみると、ゲーテの著作は一七八七年から九〇年の間に四千部ほど売り上げたが、それでも当時のリチャード・カンバーランド『西インド』(一七七一)の一万二千部の売り上げには遠く及ばない。cf. John Christian Laursen, "Kant and Schözer on the French Revolution and the Rights of Man in the Context of Publicity", in: T. O'Hagan (ed.), Revolution and enlightenment in Europe (Enlightenment, rights and revolution series, vol. 6), Aberdeen University Press

*Oesterreich und Preussens Gesetzbüchern*, Frankfurt a. M. 1811.

- (69) 例えは、ヴェルテンベルク、ザクセン・ヴァイマル、バイエルンについて、それぞれ APBl. 1806, Sp. 389; ebd., 1807, Sp. 609; ebd., 1808, Sp. 1589.
- (70) Stamm, a. a. O. [註2], S. 62, 72, 103f. ハルトレーベン自身のポリツァイ学講義は、レーシッヒ Rössig とヘック Höck の伝統的な「公共の福利」概念に依拠したものであったと言つ (ebd., S. 59f.).
- (71) Anonym, Versuch einer bestimmten Definition der Polizey, in: APBl. 1808, Nr. 46. 著者はおそらくバンベルクの財政顧問ヘックである (vgl. Johann Daniel Albrecht Höck, *Grundlinien der Polizeiwissenschaft*, Nürnberg 1809, S. 1). 同様の定義は以下の記事にも見える。Anonym, Ueber Polizey, deren Begriff, Zweck und Abtheilung, in: APBl. 1811, Nr. 101, S. 506-508. 曰く、ポリツァイ概念は「一般に、もしくは一般ポリツァイ学において、物理的状況から見て可能な限り整合的に国家目的を達成・促進せざるべき諸原則と規則を論ずる国家学の部分として説明」される (S. 507)。
- (72) Wilhelm Butte, *Versuch der Begründung eines endlichen und durchaus neuen Systems der sogenannten Polizeiwissenschaft*, Th. 1 (mehr nicht erschienen), Landshtut 1807; Johann Friedrich Eusebius Lotz, *Über den Begriff der Polizei und den Umfang der Staats-Polizei-Gewalt*, Hildburghausen 1807.
- (73) Anonym, APBl. 1808, Sp. 57-63, 77-80.
- (74) Anonym, *Ueber das Prinzip, die Grenzen und den Umfang der Polizei. Ein Versuch*, Leipzig 1808.
- (75) APBl. 1808, Sp. 1552.
- (76) Anonym, Erinnerung an Eisehnuths Polizei oder Staatsinwohner-Ordnung. - Gutachten über die zu steckenden Grenzlinien der Polizeigewalt, in: APBl. 1813, S. 53-56, zit. S. 56. ちなみにゴッティフレイヒマン自身は、ポリツァイ定義において福祉概念を排除している (Alois Eisehnuth, *Polizei- und Staatsinwohner-Ordnungen, für Sicherheit und Wohlfahrt im Allgemeinen. Ein Versuch*, 2 Bde., Landshtut 1808, S. 3)。
- (77) M. Friedheim, Justiz und Polizey Wissenschaft, in: APBl. 1807, Sp. 585-592, bes. 586, 588. その整フリーデハイムは広範なポリツァイ目的、すなわち「全てを包括した全体的国家福利」を挙げている (Sp. 586)。
- (78) Alexander Lips, *Ueber den Begriff, das Wesen und den Umfang der Polizey: ein Versuch, ihre Grenzen endlich zu bestimmen*, sie von

der Justiz für immer zu unterscheiden, ihre Vermischung mit Staatswirtschaft und Erziehungswesen unmöglich zu machen, so wie ihr selbst einen ehrenvollen unschätzblichen Wirkungskreis zu sichern, in: APBl. 1811, Nr. 51f., S. 301-307. Auch ders., *Staatswissenschaftslehre oder Enzyklopädie und Methodologie der Staatswissenschaft als Einleitung in das Studium derselben, und zum Gebrauche bei akademischen Vorlesungen bearbeitet*, Erlangen/Leipzig 1813, S. 79. フリドリッヒ・ベンゼンはポリツァイや「施設 Anstalt」と定義する。曰く「すなわち自然と偶然の危険に対して国民を守る」こと。もくは自然の偶発的事故に対する予防に関する国家の配慮」である。それに対してフライング同盟期の代表的ポリツァイ論者エーバーマンは狭するところ(Friedrich Wilhelm Emmermann, *Die Staats-Polizei in Beziehung auf den Zweck des Staats und seine Behörden*, Wiesbaden 1819, S. 76-80)。

(82) 前述の註解を詳しき「警察・ベンゼン」(Hanberger / Meusel, *Das gelehrte Deutschland oder Lexikon der jetzt lebenden teutschen Schriftsteller*, 5. Ausg. 23 Bde., Lemgo 1796-1834) に於て「ハールの官房通信」という表現がよく現れる。ポリツァイ論争の論客達の「官房通信」の記事をすべて引用している。例えば Berg [anonym], *Vergleichende Schilderung der Organisation der französischen Staatsverwaltung in Beziehung auf das Königreich Westfalen und andere deutsche Staaten*, Frankfurt/Leipzig 1808, S. 221; Emmermann, *Ueber Polizei, ihren vollständigen Begriff und ihr eigenthümliches Verfahren*, Dillenburg/Siegen 1811, Vorrede S. II 433。『政治ジャーナル』や書評雑誌の「官房通信」を好意的に評述している。Das Politische Journal, 1807 I, S. 189f.; NOALZ [Neue Oberdeutsche Allgemeine Literatur-Zeitung] 1809, Nr. 12, Sp. 177-184。

(83) ハールの生涯については Inama, ADB 10 (1879), S. 601f.; Schepler, in: K.-K. [Allgemeiner Kameral-, Polizei-, Oekonomie-, Forst-, Technologie- und Handels-Korrespondent für Deutschland] 1812 II, S. 429-433。

(84) ハールは「ポリツァイ実務」や「追伸」といった当該の連載コラムも担当している。一般の論説も多く書いている。例えば一八〇六年の投稿論文四十二のうち四つは彼の筆によるものであり、全論文のはほぼ十分の一を担っている。

(85) ハールの著書『ポリツァイ学便覧』(一八〇九)は、ベンゼンの『国家論』(一七九八-九九年)の第二巻として出版された。『便覧』目次前のタイトル頁や十七頁などにその旨の記載あり。原題は註105参照。

(86) Inama, a. a. O. [註80], S. 601f. Vgl. auch "Sammlung der bisher erschienen höchsten Reskripte den Kameral=Korrespondenten und Kameral=Verkündiger betreffend" (K.-K. 1811 II, nach dem Titelblatt) なども引用した好待遇は一八一七年のモンシエール失脚後、ハール自身も退職させられると言う形で跳ね返ってきた。その後ハールは官房学研究に専念するものの学会での評価

を日に日に失い、失意の末に自殺したという (Inana, a. a. O.)。

(84) 各号の表紙にその旨が記載されている。

(85) 半年毎にまとめられる『官房通信』綴じ本のタイトル頁の記載を参照。

(86) NOALZ 1809, Nr. 12, Sp. 77. この書評を書いた人物は、ハールを次のように評価している。「編集人は、人間の生活と知識のあらゆる条件を果てしなく追い求め、従ってこの探求がいわば精神における確かな観念となるような学派の出である。」これとは逆にハルトレーベン、ハールが一八一〇年の新年号に載せた「抱負」(K.-K. 1810, Nr. 1) に対して軽い揶揄を浴びせている。「ポリツァイはここで単なる諸原則や乱用の廃絶、官吏への十分な俸給への希望を一般的に与えているだけである。どのようにしてこれらの課題が現実化されるのかは、おそらく次の新年に明かされるのであろう。」(APBl. 1810, Sp. 27. 強調は原文より。)

(87) Vgl. "Personal- und Real-Register über den bisherigen drey Jahrgänge", K.-K. 1808 II am Ende, S. I-VIII.

(88) タイトル頁に記されたモットーは、「富は力なり」(ホップズ)であった。一八一〇年からは「民が富めば富むほど、為政者は富む」、一八一二年からは「三つの力が人を制す、すなわちこれ金の力、軍の力、そして論の力」となっている。

(89) K.-K. 1807 I "Vorbericht" (nach dem Triebblatt).

(90) K.-K. 1809 I, Beilage, S. 309. 反対にハルトレーベンのほうでは、「ポリツァイ法の規則を知りもせず、敬意も払わない純官房学者」(APBl. 1807, Sp. 592) という揶揄を飛ばしている。

(91) K.-K. 1807 I "Vorbericht" (nach dem Triebblatt).

(92) K.-K. 1809 II (nach dem Triebblatt). 『官房通信』一八〇七年前半期号の "Vorbericht" には、まだフランスやライン同盟諸国への言及は見られない。

(93) 一八〇六年前半期号ではプロイセン立法の紹介が最も多いが、既に後半期号ではこれに代わってバイエルン立法の紹介が最も多くなっている。

(94) ライン同盟のモデル国であったヴェストファーレン王国では、元帝国公法論者のライストによって「刑事および矯正事件における手続法典」法案が提出されている。(Jusius Christoph Leist, *Codex des Verfahrens in peinlichen und correctionellen Sachen, für das Königreich Westphalen. Mit vorhergehender Rede des Herrn Staats-Raths Leist, gehalten in der Versammlung der*

*Stände, den 19ten August 1808*, Cassel 1809).定期刊行物の名字に見られる諸提案は、例へば Anonym, in: K.-K. 1808 II, Nr. 143, S. 273f.; Anonym, *Ueber das Prinzip, die Grenzen und den Umfang der Polizei. Ein Versuch*, Leipzig 1808, S. 155f.; Hartl, *Polizei=Gesetzgebung*, in: K.-K. 1809 I, Beilage, S. 309; Hartl, *Polizei=Organisations=Plan*, in: K.-K. 1813 I, S. 566f.; Anonym, *Bemerkungen*, in: K.-K. 1814 I, Sp. 413f. von ジョハン・同盟全体に有効なポリツァイ法典を提起したのは、Emmerrmann, *Ueber die von dem rheinischen Bunde schleunig zu ergreifenden Mittel und deren Gebrauch zu Handhabung der allgemein gefährdeten inneren Sicherheit*, in: RBZ [*Rheinische Bundes=Zeitung*] 1808, Nr. 33, S. 132. フォイエルバッハもバイエルンに「ポリツァイ刑法」編纂を提起したといふ (vgl. Härter, a. a. O. [註 24], S. 275f.)。ハール自身は、ポリツァイ法典はすべてのポリツァイ官吏への指針 Instruktion と一般ポリツァイ裁判規則を含むべきだと主張している。クライス・ポリツァイから「高位ポリツァイ」に至る階層的なポリツァイ機構の構造もまた、ハールの構想に含まれていた (K.-K. 1813 I, S. 566f.)。

- (95) Einsiedel, *Einige Bemerkungen über Justiz= und Polizei=Gewalt in Bezug auf ihr wechselseitiges Verhältniß*, in: K.-K. 1807 I, S. 193f.; Emmerrmann, *Ist es besser, daß die Landes=Polizei einer obem Kameral=Behörde, oder einen Justiz=Kollegium anvertrauet werde?*, in: K.-K. 1807 II, S. 71-74; Anonym, *Ueber Trennung der Justiz von der Polizei bei den Unterbehörden*, in: K.-K. 1808 II, S. 133f.; Alois Joachim Steiger, *Ueber den notwendigen Unterschied und die Gränzbestimmung zwischen Justiz= und Polizei*, in: K.-K. 1810 I, S. 221f.

- (96) Anonym, *Patrimonial=Gericthbarkeit*, K.-K. 1808 II, S. 213-215, 217-220, 223f.

- (97) タイトル頁裏。

- (98) 例へば一八〇八年一月の表紙。<sup>9</sup> *Gulden Rthl. oder 5 Thlr. Sachs.*”

- (99) *Polizei-Kommissar*. 現在なら「警部」と訳すところだが、当時はまだ刑事事件捜査に限られた職務内容はなかった。

- (100) *“Personal- und Real-Register über den bisherigen drey langjähege”*, K.-K. 1808 II am Ende, S. I-VIII.

- (101) 一八〇六年から一八〇八年にかけての執筆者陣のうち、少なくとも三十七人は所属国が明らかである。そのうちバイエルンが二十人、ブランデンブルク・プロイセンが四人 (四人とも一八〇六年号に執筆、そのうち二人がバイロイトから)、バーデン、ザクセン・マイニンゲン、ヴュルテンベルクがそれぞれ二人、クアヘッセン、ナッサウ、ザクセン、ザクセン・ヒルデブルクハウゼン、ザルツブルク、シユヴァルトブルク・ルードルシュタットがそれぞれ一人である。一八〇六年後

半期以降のバイエルンの執筆勢のうち少なくとも十五人は、バンベルクやエアランゲンなど、元のブランデンブルク・プロイセン領である。

- (102) Die Allgemeine Kameralistisch-Ökonomischen Societät zu Erlangen. 『官房通信』の表紙から察するに、ハールはおそらく一八〇九年からの協会の会長を務めつづける (K.-K. Triebblatt 1809 Bd. 1)。

- (103) 例えはバーデンのドライス (1807 I, S. 289f.)、ザクセンのペーリッツ (1808 I [Anonym], S. 249)、バイエルンとプロイセン以外の執筆者は、ほとんど例外なく一八〇六年中盤から、つまりライン同盟結成後から執筆に加わっている。Vgl. Personal- und Real-Register, a. a. O. 例外としてクアヘッセンの上級経理書記ヨハン・アダム・ムアハルト (1781-1863) が初期の執筆者として名を連ねている。ムアハルトは経済学関係の著作を公刊した後、ロテック＝ヴェルカーの『国家事典』でも「貨幣、イギリス国制」、「北アメリカ革命」等の重要な項目を担当した。Vgl. Hans Zehnner, Das Staatslexikon von Rotteck und Welcker. Ein Studie zur Geschichte des deutschen Frühliberalismus (List-Studien. Untersuchungen zur Geschichte der Staatswissenschaft Heft 3), Jena 1929, S. 41f.; ADB 23 (1886), S. 63.

- (104) その他にも重要なポリツァイ論争者ロッツが執筆してないのは奇妙である。ロッツは『イエーナ一般文芸新聞』に数多くの書評を書いているが (Vgl. Karl Buling, Die Rezensenten der Jenaische Allgemeine Literatur-Zeitung, Bd. 1 (Claves Jennes, Bd. 11), Weimar 1962, S. 402) それでハールを徹底的に批判したことがある (JALZ [Jenaischer Allgemeine Literatur-Zeitung] 1811, Nr. 155, Sp. 57-64)。ハールの方も、ロッツの著作『ポリツァイの概念について』(一八〇七年)を書評する予定があるとはのめかしたことがあるが (K.-K. 1807 II, S. 19)、それは実現されていない。一方ハルトレーベンハールの記事を一度『ポリツァイブレッター』に採用したことがあるが (APBl. 1809, Sp. 359)、後に『官房通信』を掲載する記事を書いており (APBl. 1810, Sp. 27)、『通信』からは距離をとっていた。

- (105) Johann Paul Harl, Vollständiges Handbuch der Polizei-Wissenschaft, ihrer Hülfquellen und Geschichte mit vorzögl. Rücksicht sowohl auf die neuesten Entdeckungen und Erfahrungen, als auch auf die neuesten Gesetzgebung in Frankreich und in den Rheinischen Bundesstaaten und Literatur der Polizei, Erlangen 1809, S. 105.

- (106) Heinrich Bensen, Versuch eines systematischen Grundrisses der reinen und angewandten Staatslehre für Kameralisten, Theil 2, Erlangen 1799, S. 17f. 後にハールはまた、ヴェーリヒの以下のコメントを積極的に引用している。「ポリツァイは (...) そ

の真の、幸いをなし人を幸福にするという意味を含み、そして人と国家の善き守護霊となり、その翼をあらゆる物の上に広げる」(K.-K. 1814 I, S. 168)。

(107) Harl, a. a. O. (註50), S. 9-11, 18, 45. ハールは他にも思うがままになまじりな哲学者に依拠している。例えば、ラインホルト、ハイデンライヒ、シュライアーマッハー、フィヒテ、ヴァーグナー、ヤコブにブラシドゥス。

(108) 「万人から万人の権利を保護すること、各人による全体の安全化、各人をその人格と所有に関して不法から守ること、これが真の国家目的である。」(Ebd., S. 25, auch S. 21)。

(109) 例えは国家目的を「安全」(もしくは治安)に絞ったものに、Anonym, Ueber die Grenzen der Staatswirtschaft und Polizei, in: K.-K. 1806 II, S. 339f.; Anonym, Ein Wort über Polizei=Pflege, K.-K. 1808 II, S. 273f.

(110) Gottfried Gersner, Versuch einer Entwicklung des Begriffs von Polizei, K.-K. 1807 I, S. 282f.; Emmernann, Landes=Polizei [註56], 1807 II, S. 71-74; Anonym, Was ist Polizei? K.-K. 1808 I, S. 300f. 当然と言えば当然だが、ゲルストナーの論文はハールによって非常に高く評価されている。

(111) 「広い」ポリツァイ概念への非常に明確な帰依は Anonym, Ueber den Begriff der Polizei, in: K.-K. 1808 I, Beilage S. 303f., 309-312; ders., Prüfung, 1809 I, S. 297f.; Stephan von Lever [anonym], Mein Glaubensbekenntnis über die allein seligmachende Polizei, in: K.-K. 1809 I, S. 301; Steiger, a. a. O. [註57], S. 221f.

(112) この問題がとりわけ「ライン同盟」誌上の論争において露骨に表出したことは前述したが、行政専門誌の論争もしばしば「同盟」にリンクしていた。例えばシュタイガーの高位・下位ポリツァイの境界設定についての論文(K.-K. 1808 I, S. 165f.)は「ライン同盟」から転載されたものであった(Der Rheinische Bund, Bd. 4 [1807], S. 69-78)。高位・下位ポリツァイの境界設定問題についての文献は註44参照。

(113) 註68参照。この翻訳は例えば新生フランクフルト大公国の刑法典編纂事業に際してまず参考にされたという。Vgl. Häter, Kontinuität (註24), S. 272, Fn. 194f.

(114) Anonym, Vergleichende Blicke auf die Polizei des französischen Kaiserreiches, in: APBl. 1808, Sp. 1-8.